

利息制限法案

公布 五月十五日

書名百二十

極  
秘

利息制限法案（第三次案）

（昭二十九年二月二日民参印）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

- |              |       |
|--------------|-------|
| 元本五万円未満      | 年一割八分 |
| 同五万円以上五十万円未満 | 年一割五分 |
| 同五十万円以上      | 年一割三分 |
- 2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払つたときは、明治二十年法律第八十九号第七百五条の規定に従う。
- 3 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

（みなし利息）

第二条 金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受けける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他の名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に関する費用は、この限りでない。

（利息の天引）

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。  
(賠償額予定の制限)

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法（明治十年大政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）中第百十七条を次

のよう  
に改  
める。

第一百十七条 削除

この法律の施行前の契約については、なお從前の例による。

## （利息の最高限一）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合	年二割
元本が十万円以上百万円未満の場合	年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分  
2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

## （利息の天引）

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。  
（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関する債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。  
（賠償額予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。  
2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。  
3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

- 2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第一百十七条までを次のように改める。
- 4 第九十五条乃至第一百十七条 削除  
この法律の施行前になされた契約については、なお從前の例による。

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

利息制限法案要綱

- 第一 金錢消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。  
元本が十万円未満の場合 年二割  
元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分  
元本が百万円以上の場合 年一割五分
- 第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。
- 第三 金錢消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金錢は、原則として利息とみなすこと。
- 第四 金錢消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定へ違約金を含む。一につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

(参照条文)

利息制限法(明治十年九月十一日  
太政官布告第六十六号)

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利  
息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利  
息ニシテ元金百円未満ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五ハ一割五分一百円  
以上千円未満ハ百分ノ十二ハ一割二分一千円以上百分ノ十ハ一割  
以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限  
ニマテ引直サシムヘシ

第三条 削除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金  
棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フルキハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰  
金違約金科料等ヲ差出スヘキヲ約定スルアル凡概シテ損害ノ  
補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実受ケタル損害ノ補償ニ不  
当ナリト思量スル代ハ之レニ相当ノ減少ヲ為スヲ得

裏面白紙

(参照条文)

商法施行法

明治三十一年三月九日  
法律第四十九号

抄

第九十五条乃至第一百十六条 削除  
第一百七十七条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
事ニハ之ヲ適用セス

法 制 局

利息制限法示

關

29  
3  
16

請  
法  
總

法  
氏

吉  
川  
冬  
第  
六

裏  
面  
白  
紙

種  
秘

(昭二十九年一二月二日民參印)

利息制限法案（第三次案）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

元本五万円未満

同五万円以上五十万円未満

年一割八分  
年一割五分  
年一割三分

2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払ったときは、卑法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五条の規定に従う。

3 一年分に満たない利息を元六に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

（みなし利息）

第二条 金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受けける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に関する費用は、この限りでない。

（利息の天引）

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一条第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。（賠償額予定の制限）

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 利息制限法（明治十年大政官布告第六十六号）は、廃止する。

3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）中第百十七条を次

のよう改める。

第一百七条 削除

この法律の施行前の契約については、なお從前の例による。

4

機  
密

利息制限法案（第三次案）

（昭二十九、二、一一民参印）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

元本五万円未満	年一割八分
同五万円以上五十万円未満	年一割五分
同五十万円以上	年一割三分

2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払つたときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五条の規定に従う。

3 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

（みなし利息）

第二条 金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に関する費用は、この限りでない。

（利息の天引）

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一条第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。（賠償額予定の制限）

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）中第百十七条を次

のようになります。

第一百七十七条 削除

4 この法律の施行前の契約については、なお從前の例による。

29  
3  
3

法 制 局

手形割引

外物手形の

基会主 彩色は主 基会主同様

会社名 参加者(株式会社の)

日 II

内四半期迄の回数 送り切らなければ支拂ひ得ない事ある  
但し一回未満なら勘定よりあづけられ算入と同一  
である。

法 制 局

◎取引の方法の方針	
販賣	= 三
信金	二・五
X 12	三・三
支票	三・三
本店販賣部の支店の とくに支店。一か月に他 は四百五十万とある。	
信用	四・三七
協同組合	三・〇
水手協組	一・五
農協組	一・九二
	支票大元

大体おとづれ、おなじ制度を有するのであります。

20  
365  
1825  
165  
2190

法 制 局

重利は、うらやまのせで、おもむくにあつて、おもむくにあつて、  
うらやまにあつて、  
うらやまにあつて、  
うらやまにあつて、

太める布よ。一丈八尺よ。二丈二尺よ。三丈三尺よ。四丈四尺よ。

半

(三) 金  
金 一 三 七

足取 極全  
N.G.T. 1930年

法 制 局

1.25  
1250  
1.25

大八 1月25日付

現う五で日引二月より引きて之才あくま

二年

中十金支給用保険一箇月の所を大変多く思ひます。

口頭請求一割一分

保険料一月の三割が保険料 一分六ヶ

既往病歴

公店付

1月12日

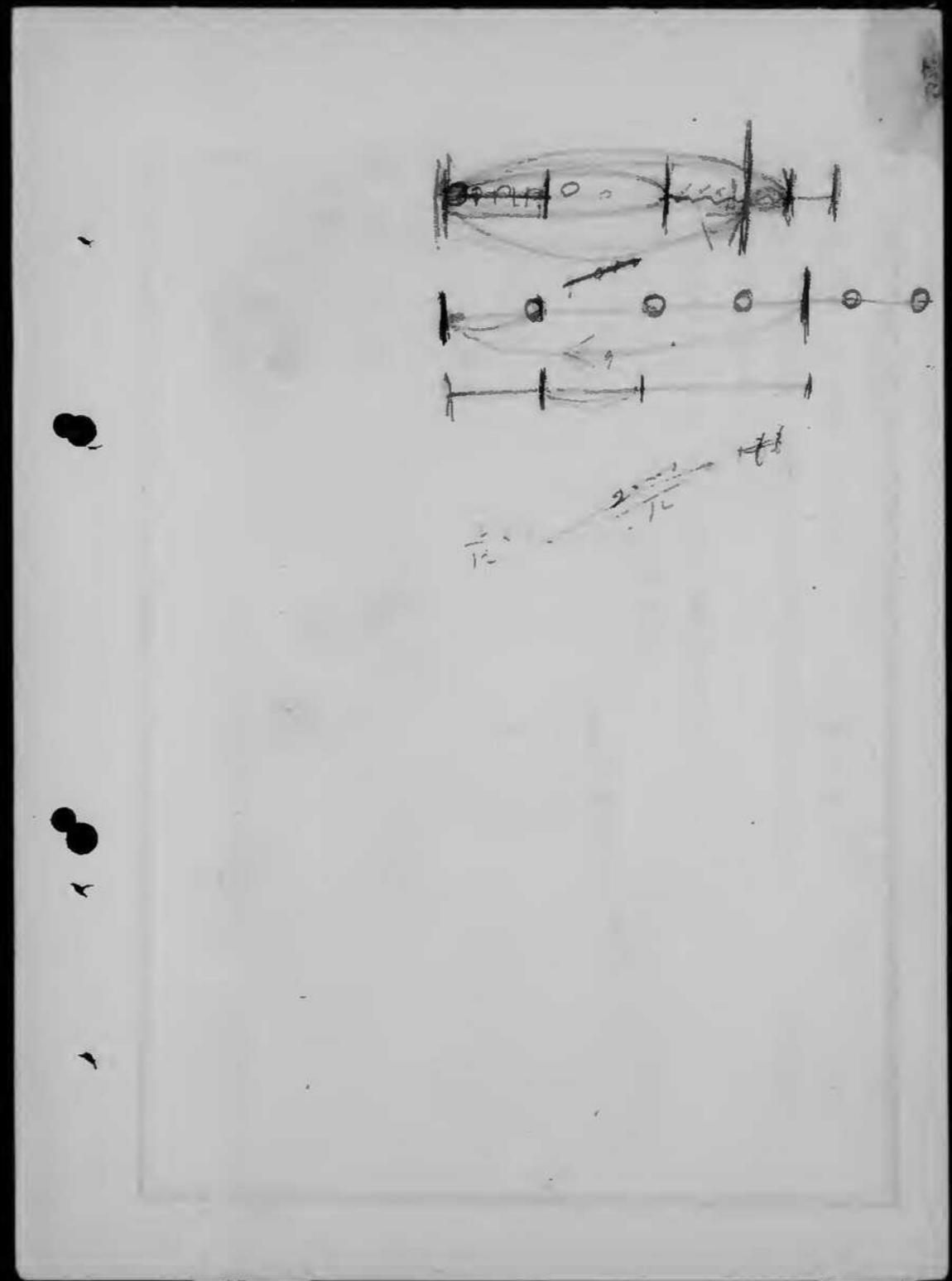
此の名前(まことのな)

(22)

但書

法 制 局

14.2.2  
一 月 例 會 計



# 極私

(附二九、三、二民印)

## 利息制限法(未)

### 利息の高限一

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息が左の限度をこえるときは、利息の規定は、その超過部分につき無効とする。

元本十万円未満の場合

年二割 (金額が元本及び原利に於ける  
する利率にうち算出した利息)  
年一割五分 合計額を二える

元本十万円以上百万円未満の場合

年二割八分 (金額が元本及び原利に於ける  
する利率にうち算出した利息)  
年一割五分 合計額を二える

定期預りの場合は、利息の規定は、利息が同項の  
規定にかかると利息が同項の限度を超えることを理由として  
すでに支払つた金額の返還を請求することができない。

### みな利利息

第三条 金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受けたる元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に際しては、當反び債務の手帳の

元本として

### 利息の天引

第五条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の領額牌第十一条第一項に規定する率を乗じて得た金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

### 賠償額予定の制限

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。但し、同条第一項に規定する利率の限度は、その二倍とする。

3. 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

## 附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)中第百十七条を次

の上りに改める。

第一百十七条 削除

4 この法律の施行前の契約については、なお從前の例による。

。従前子供の事務は、方一月十日以内にて、  
。手帳による回覧は、年始の月より、年終の月まで、  
四ヶ月間、  
利々利取を新たます。  
○期初の引受けのまま  
1.000円以下 年 = 2%  
1.001~1.0000 年 = 1.5%  
1.0001以上 年 = 1.2%

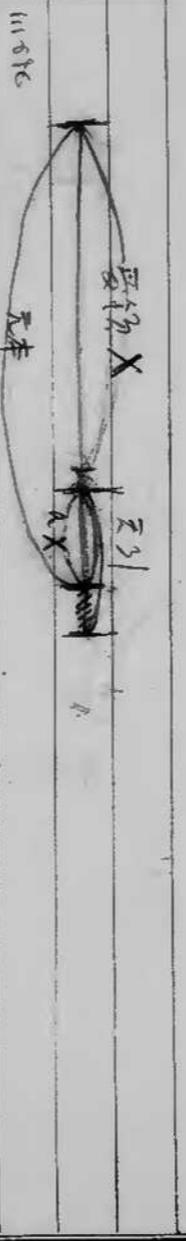
△  
△  
△

裏面白紙

25

29-18

NEX-1 次の如きの式を心に。(参考)  $\frac{1}{2} \pi d^2 \cdot h \cdot \rho$



局 制 法

$$10\pi - 8\pi = 2\pi \quad 8\pi \times 0.2 = 1.6\pi \quad 2\pi - 1.6\pi = 0.4\pi$$

$$10\pi - 0.4\pi = 9.6\pi \quad 9.6\pi \times 0.2 = 1.92\pi$$

$$1.6\pi \times 1.2 = 0.32\pi \quad 1.92\pi - 1.6\pi = 0.32\pi$$

法 制 局

一 之半、利々、金、送、持、取、り、か、さ、ま、る、と、あ、る、

（返）り、利、中、の、金、送、持、取、り、か、さ、ま、る、

（返）り、か、さ、ま、る、

二 お、手、と、持、て、回、し、の、金、0、ほ、し、0、1、7、7、

礼、金、1、礼、め、り、す、（高、昂、あ、は、よ、）

金、高、昂、れ、金、高、昂、た、利、金、の、う、ん、ば、す、要、そ、や、

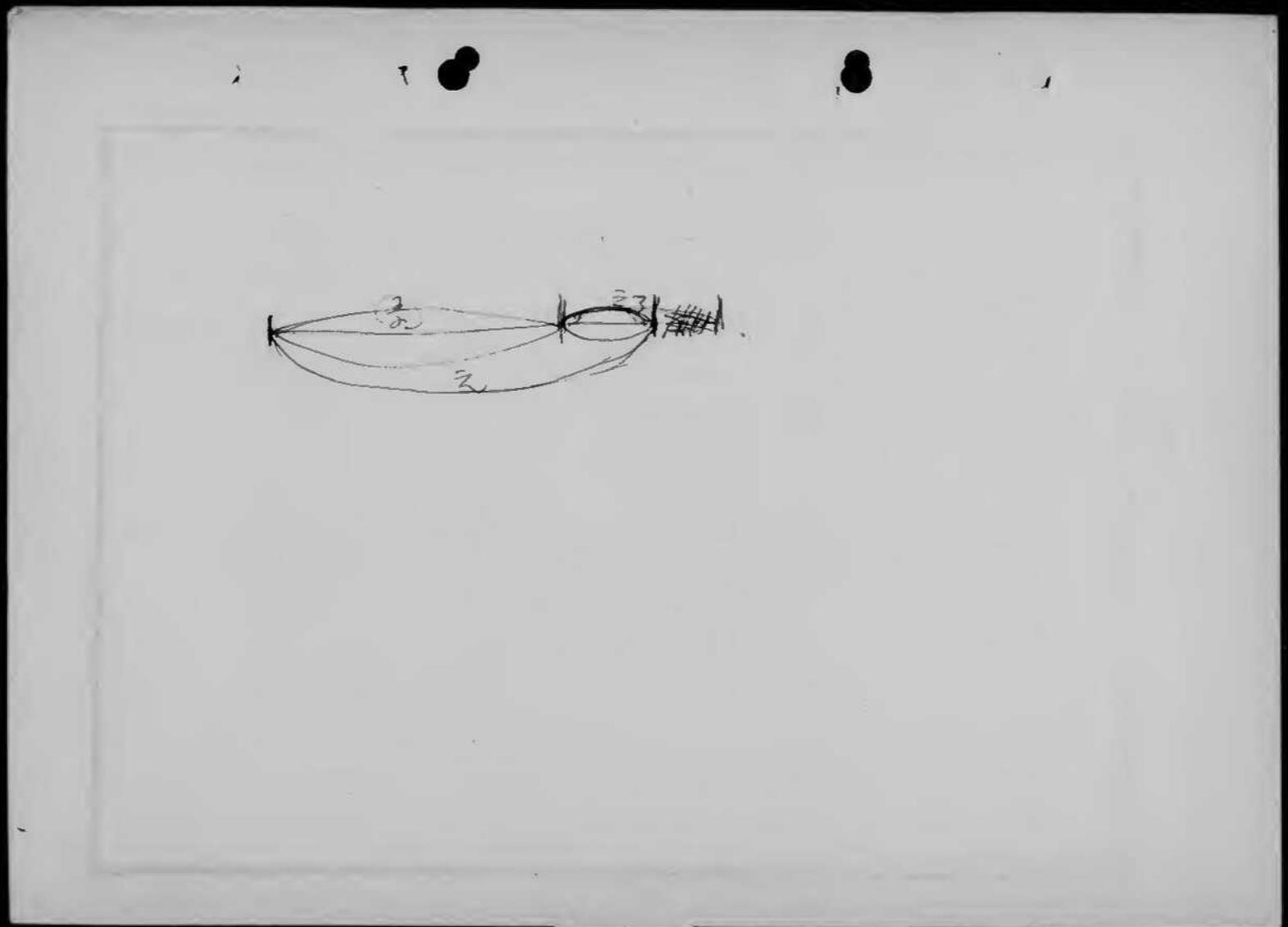
一 手、の、通、用、上、期、の、日、か、ん、手、（0、5、）

金、期、ア、シ、タ、リ、ア、期、ア、リ、ア、不、情、空、待、て、か、ん、

高、昂、れ、金、高、昂、た、利、金、の、う、ん、ば、す、要、そ、や、

返、を、高、昂、た、利、金、の、う、ん、ば、す、要、そ、や、

二 は、も、つ、と、ば、の、六、モ、ル、ツ、て、く、つ、か、



法 制 局

裏面白紙

# 極秘

一九三九年三月二十九日印

29311

## 利息制限法 十案

### (利息の高限)

第一条 金錢を目的とする消費貸借上の利息が本の限度をこえるときは、利息の約定は、その超過部分につき無効とする。

元本十万円未満の場合

年二割

元本十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本一百万円以上の場合

年一割五分

第二 債務者本元本及び利息の全部を任意に支払つたときは、前項の規定にかかわらず、利息が同項の限度を超えることを理由としますでに支払つたものの中の返還を請求することができない。

一みなし利息

第三条 金錢を目的とする消費貸借に關し債権者の受けける元本以外の金錢は、礼金、書引金、手數料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に關する費

及び債務の弁済の

用は、この限りでない。

### (利息の天引)

第四条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額に第一項に規定する率を乗じて得た金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

### (賠償額予定の制限)

第五条 第一条の規定は、金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。但し、同条第一項に規定する利率の限度は、その二倍とする。

第六条 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廢止する。

3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を改めて次のとおりとする。

不

別紙

(起算して一月を経る)した日から

の よう に 改 め る。

第百十七条 削除

4 この法律の施行前に契約については、なお従前の例による。

### 理由

利息制限法施行後の賃借債務の複雑化は少く、全般の債権  
は借主の利ふの制限を設けずとも、必要がある。これが、今まで伊  
勢をねむする現状である。

(割合の計算方法)

第四条 金利が四%とすの消費貸借上の債務の不履行に対する賠償額の予定は、次の割合で第一項に於ける率の二倍たゞこととする。即ち、  
1/2 +  $\frac{1}{2} \times \frac{1}{100}$  とす。

2 第一項第二項の残金は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の未満(前項)については、過剰金は、賠償額の予定とみなす。



$X$  = 純定元本

$x$  = 支付額

$p$  = 最小限利率

$a$  = 天引額

$t$  = 天引した利息の期間



合意を目的とする場合に於ける傳達の方法は、たゞ手渡し  
によるものと、郵便によるものとある。手渡しは、  
1. 送り手の直接の手渡しである。  
2. 送り手の間接的の手渡しである。傳達者が受取者に代わ  
りて手渡す場合である。  
3. 送り手の間接的の手渡しである。傳達者が受取者に代わ  
りて手渡す場合である。

法 制 局

## 一 利息の最高限

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

## 一 利息の天引

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。  
（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関する債権者の受けたる元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

## 一 賠償額予定の制限

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

- 2 利息制限法—明治十年太政官布告第六十六号—は、廃止する。
- 3 商法施行法—明治三十二年法律第四十九号—の一部を次のように改正する。
  - 4 第九十五条から第一百七十七条までを次のように改める。
    - 第九十五条乃至第一百七十七条 削除

この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私

利息制限法（案）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合  
債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

（利息の天引）

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。  
（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関する債権者の受けたる元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。  
（賠償額予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。  
2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。  
3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
謝 謝

- 2 利息剝奪法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第一百十七条までを次のように改める。  
第九十五条乃至第一百十七条 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお從前の例による。

理

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

利息制限法案要綱

- 第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。  
元本が十万円未満の場合 年二割  
元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分  
元本が百万円以上の場合 年一割五分
- 第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。
- 第三 金銭消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。
- 第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定・違約金を含む。一につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

一参照条文一

利息制限法 明治十年九月十一日  
太政官布告第六十六号

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円未満ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五ハ一割五分一百円以上千円未満ハ百分ノ十二ハ一割二分一千円以上百分ノ十一割以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 削除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フルハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ差出スヘキヲ約定スルアル凡概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スル代ハ之レニ相当ノ減少ヲ為スヲ得

裏面白紙

(100)

(参照条文)

商法施行法

明治三十一年三月九日  
法律第四十九号

抄

第九十五条乃至第一百十六条 削除  
第一百十七条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
事ニハ之ヲ適用セス

利

息

制

限

法

案

利息制限法

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金錢を目的とする消費貸借に関する債権者の受ける元本以外の金錢は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

第四条 金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

附 則

- 1 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。
- 2 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。
- 3 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 4 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第一百十七条までを次のように改める。
- 第五条乃至第一百十七条 削除
- この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



利息制限法案要綱

第一、金錢消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

第二、利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三、金錢消費貸借に関する債権者の受ける元本以外の金錢は、原則として利息とみなすこと。

第四、金錢消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定へ違約金を含む。一につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

## 利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に関する債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定へ違約金を含む。につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

利息制限法案要綱

- 第一 金錢消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。  
元本が十万円未満の場合 年二割  
元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分  
元本が百万円以上の場合 年一割五分
- 第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。
- 第三 金錢消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金錢は、原則として利息とみなすこと。
- 第四 金錢消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定へ違約金を含む。につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

### 利息制限法案提案理由説明書

利息制限法案について提案の理由を説明いたします。

現行の利息制限法は、明治十年の公布にかかり、その後明治三十一年及び大正八年の二回にわたり改正され、今日にいたつているものであります。この間におきましてわが国の経済情勢は著しく変遷し、殊に戦後にあいてはその旧態を一変したのであります。その結果、利息制限法は、今日の国民経済生治に適合しないものとなつたのであります。そこで、政府は、現下の経済情勢にかんがみ、金融機關一般の金利の実情及び動向を参酌いたしまして、新時代の國民經濟生治に適合するよう利息の限度を改めその他のこれに關する規定をあらたにするため、現行利息制限法を廃止し、これに代えて新たな利息制限法を制定するのを適當と考えまして、この法律案を立案したのであります。

この法律案の要点は、次に述べる四点であります。

先づ、第一は、金錢を目的とする消費貸借上の利息の最高限を改めたことであります。

現行法におきましては、大正八年の改正以来金錢消費貸借上の利

息は、元金百円未満は年一割五分、元金百円以上千円未満は年一割二分、元金千円以上は年一割をもつて制限されこの限度をこえて裁判上請求できないことになつておりますが、この制限は今日の經濟生活の実情に適しないものでありますので、元本十万円未満の場合には年二割、元本十万円以上百万円未満の場合には、年一割八分、元本百万円以上の場合には、年一割五分をもつて制限することにいたしましたのであります。

改正の第二は、利息を天引した場合に關し新に規定を設けたことであります。

從来、利息制限法の制限をこえる利息を天引した場合の効果につきましては、利息制限法の適用上疑義があつたのであります。この際この疑義を一掃するため、天引額のうち債務者の受領額を元本として正規の利率により計算した金額をこえる部分は、元本の支払

に充てたものとみなすことと致しました。

改正の第三は、三錢消費貸借に關す債権者が受けた元本以外の金

額は、原則として利息とみなしたことであります。

改正の第三は、三錢消費貸借に關す債権者が受けた元本以外の金額は、原則として利息とみなしたことであります。

改正の第三は、三錢消費貸借に關す債権者が受けた元本以外の金額は、原則として利息とみなしたことであります。

改正の第三は、三錢消費貸借に關す債権者が受けた元本以外の金額は、原則として利息とみなすことと致しました。

利息制限法 明治十年九月十一日  
太政官布告第六十六号

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円未満ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五（一割五分一百円以上千円未満ハ百分ノ十二（一割二分一千円以上百分ノ十（一割）以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 刪除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金等ノ名義ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス  
第五条 遅延利息ヲ違フルハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金遞約金料料等ヲ差出スヘキヲ約定スルアル概シテ損害ノ

補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルハ之レニ相当ノ減少ヲ為スヲ得

裏面白紙

(参照条文)

商法施行法(明治三十二年三月九日  
法律第四十九号)抄

第九十五条乃至第一百六条 削除

第一百七十六条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
學二八之ヲ適用セス

裏面白紙

112/2

利  
息  
制  
限  
法  
案  
逐  
條  
說  
明

法務省民事局

## 利息制限法案逐条説明

### 第一条

本条は、現行法第二条に代る規定である。現行法第二条は、元本を百円未満、百円以上千円未満、千円以上の三段階に分ち、利息の最高限度をそれぞれ一割五分、一割二分、一割と定めているが、百円、千円をもつて線を引いた元本の区分は、明治十年以来のもので、現在の貨幣価値から見ると甚だしく不合理なものとなつてゐる。また、利率の最高限度は、大正八年の改正までに二割、一割五分、一割二分の三段階であつたものが、大正八年以来現在どおり改められたのであるが、現在の経済状勢に照すと、すべての場合の貸金に通する利息の最高限度としては妥当でなくなつてゐる。かような点が、現行法の古めかしい表現と相まって、利息制限法を軽視する傾向をもたらした原因となつてゐる。よつて、元本の区分及び利率の限度をそれぞれ本条の通り改めようとするものであるが、十万円、百万円をもつて線をひいたのは、必ずしも貨幣価値の比例のみによつたのではなく、いわゆる庶民金融と称せられるものの実状、金融機関による貸付金利の取扱基準等を参照したわけである。利率は、正規の金融機関による貸付金利のすう勢等を考え、現在においては、すべての場合における利息に通ずる最高限度としては、二割、一割八分、一割五分程度を相当とみたのである。

現行法においては、限度をこえる部分の利息の約定を、裁判上無効としている。裁判上無効とは、裁判所においては無効のものとして取り扱われるが裁判外では無効ではなく、裁判外で債務者が任意に支払つたときは、その返還の請求ができるないという解釈が多年の判例となつてゐる。もつとも学説の多くは、裁判上無効とは法律上無効と同意義であると解してゐる。本条第二項は、このように裁判上無効といふ学説上疑義のある表現を用いることを避けてしかも判例の解する裁判上無効と同じ効果を認めようとするものである。

利息の私法上の制限の方法については、種々の考え方がある。資金の利息は経済法則によつて定まるもので、これを法律をもつて制限しても実効は期待し難いから、契約自由の原則により当事者の自治に委せ、ただ債務者の窮屈無知に乗じて不当の高利を定めた場合にのみ具体的な事案ごとに裁判所の判断によつて減額させることにするをもつて足りる、専くとも利息を一定率をもつて制限することは、消費生活のための貸金、すなわち消費信用の場合だけに限り、生産活動のための貸金、すなわち生産信用の場合においては、利息は当事者の自治に委せてよい、という考え方がある。しかし、債務者が訴を提起し又は抗弁を提出して減額を請求しなければならない、ということでは、債権者の圧迫から債務者を保護するという社会政策的な立法目的を達することは、多く期待することができない。窮屈無知に乘じて高利を定めたかどうか、年何割をもつて不当の高利と認めるか等立証上及び認定上に困難な問題が伴う。また、消費信用と生産信用とを明確に区別すること

とが困難な場合が多いのみならず、生産信用にあつても、極端な高利を強いられては、健全な生産活動の継続は不可能となる場合が多いのであつて、利息の制限が無用であるとはいひ難い。もとより経済法則に逆行して私法上の契約の効力を制限しても、完全な効果は期待し難いとしても、少くとも債権者の側から裁判又は強制執行により国家権力をかりて強制的に高利を取り立てることを禁止することは有効になし得るところであり、しかも、これにより債務者保護の目的も達し得るのであつて、現行法もその意味においては有効な働きをしているのである。本法律案は、利息の私法上の制限に関しては、現行法の政策をそのまま踏襲したわけである。

債務者保護のためには、本条第二項と異り、制限超過の利息を支払つたときは、その返還の請求をすることができるものとする方が、徹底するのであるが、そこまで徹底すると却つて金融の途をふさぐもあるので、この点においても現行法の内容を踏

表した。

なお、先に本国会に提案され、目下大蔵委員会において審議中の「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案」との関係につき、一言する。現在一般に利息を抑制する法律としては、利息制限法の外に、物価統制令（第九条の二）があり、暴利行為となる不当の高利について罰則の定め一十年以下の懲役又は十万元以下の罰金がある。しかし、不当の高利という抽象的な基準では、取締に困難で、この罰則によつては殆んど実効をあげていない。一方貸金業者については、貸金業等の取締に関する法律があり、業務方法書に利息を記載して大蔵大臣に届け出ることになつてゐるが、運用上利息が日歩五十錢をこえるときは、届出を受理しないこととし、貸金業者が業務方法書に記載した利息をこえて利息を徴したときは、罰金を科する方法により利息を抑制しているが、日歩五十錢の利息が現状においては高きに失することは、いうまでもない。今般、別の理由により貸金業法を廃止するに当

り、高金利の取締に関してもかかる迂遠な方法を排し、また物価統制令の運用上の不便を回避するため、新に「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案」第五条において、日歩三十錢をこえる高利に対し罰則一三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金又はこれらの併科（併科）をもつて臨むこととした。この罰則と利息制限法とにより、利息を三段構えをもつて抑制しようとするのである。すなわち、利息制限法の限度内の利息は、裁判所に訴をもつて請求し、国家権力による保護を受けることができる。

この限度をこえ、日歩三十錢までの利息は、裁判所に訴をもつて請求することはできないが刑罰の制裁は受けない、日歩三十錢をこえると刑罰の制裁があるということになる。

更に臨時金利調整法との関係について、一言する。現在、金融機関の金利については、利息制限法による制限の外、臨時金利調整法第五条の規定により、日本銀行政策委員会においてその最高限度を定め、これをこえて契約し、支払い又は受領してはならな

いという制限が加えられているが、臨時金利調整法による金利の制限は、金融機関のみを対象とし、主として金融機関相互間の競争を排除するための金利統制を目的とするものであり、利息制限法が弱者保護を目的とするとの趣を異にする点から考慮して、臨時金利調整法は利息制限法の適用を排除するものではなく、各別個の効力を有するものと解されている。すなわち、利息制限法の定める制限をこえる利息は、臨時金利調整法に基き定める金利の最高限度をこえると否とを問わず、裁判上無効である。臨時金利調整法に基き定められる金利の最高限度をこえて利息を徴するときは、利息制限法の制限をこえると否とを問わず、法令に反する行為があつたものとして銀行法第二十三条信託業法第十九条保険業法第十二条等の規定により主務大臣が取締役、監査役の解任もしくは事業の停止を命じ又は事業の免許を取り消し得べきこととなるものと解されている。本法案と臨時金利調整法との関係も右と全く同様である。臨時金利調整法に基き定められた金利の最高度を定めることは、いささかも利息制限法の趣旨を害うものではない。

限度が利息制限法の制限の範囲内にとどまることは、望ましいことではあるが、利息制限法による利息の制限が民事上の効果のみを考慮し、別に出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律によつて罰則をもつて臨む利息の限度が定められるものとすれば、このことを前提として行政官庁が行政監督上の金利の最高限度を定めることは、いささかも利息制限法の趣旨を害うものではない。

## 第二条

本条は、利息の天引の効果を定めたもので、新設の規定である。現行法には、利息を天引した場合について、別段規定がないので、利息制限法がどう適用されるかについては、消費貸借の要物性、すなわち、現實に金銭を授受するか、少くとも金銭授受と同視すべき経済上の利益を与えた事実がなければ消費貸借が成立しないという民法の原則と関連して解釈上疑義を免れないところであつた。最も合理的であるとされている解釈は、天引額のうち、利息制限法の限度内の利息に相当する額は、経済上現金授受と同視すべき利益の交付があつたもの、すなわち、要物性をみたすものとして元本を算出する見解であるが、これによると長期間の利息を天引したときは限度内の利息であつても利息の総額がかさむ結果、手取額に比しはるかに多い元本債権を認めることとなり、更にこれを修正する理論が必要となつてくるのである。よつて、本条においては、一部の有力な学説に従い、受領額に対する最高

限度の利息に当る金額を受領額に加えた額のみにつき元本債権の成立を認めることとしたのである。本条の表現は、やや技術的に過ぎてわかりにくく嫌があるが、要するに、利息を天引した場合における元本の計算方法を規定したものである。

## 第三条

本条は、現行法第四条にあたる。貸主が利息の外に礼金、割引金、手数料、調査料等を徴すことがあるが、これらのものの多くは、元本使用の対価。すなわち、利息の実質を有するのみならず、これらの名義を用いて利息の制限を潜脱することを防ぐ必要があるので、これを利息とみなすこととした。もつとも、契約の締結及び債務弁済の費用たる実質を有するものは、元本使用の対価ではないから、これを利息とみなさない。これらの費用は、当事者の合意により債務者負担となる場合があるわけである。

## 第四条

本条は、現行法第五条に代る規定である。

民法第四百十九条によれば、金錢債務の不履行による損害賠償の額は、約定利率があるときは約定利率により、約定利率がないときは法定利率による。この場合、約定利率が利息制限法の限度に抑えられる結果、損害賠償額も当然これと同じ率をもつて制限される（実際の損害額とは関係なく）。当事者が特に債務不履行による賠償額を予め定めたときは、民法第四百二十条にいう賠償額の予定であつて、約定利率とは関係なく別に定めることができ、裁判所はその額を増減することができないことになつてゐる。この場合も実際の損害額とは關係なく予定額を請求できる。現行利息制限法第五条は、賠償額の予定に關する民法の規定の例外をなすものであつて、裁判所が実際の損害に比し、不当に高額であると認めるときは、減額することができることになつてゐる。もつとも、商事にはこれが適用されず、商事の金錢債務に關する賠償額の予定は、民法の原則に戻り、完全に契約の自由が認められてゐるわけである（商法施行法第百十七条）。

現行法第五条は、賠償額の予定につき完全を契約の自由を認めることに比すれば、債務者の保護となることはいうまでもないが、具体的的事案ごとに裁判所の裁判によらなければ減額されないのは不便であり、実際の損害額に比し不当に高額であるという証明及び認定は困難であり、債務者の保護に十分でない。よつて一率に賠償額を制限することが債務者保護に適するが、一面、債務の履行を確保するため、約定利息よりも高い率による賠償額を予定することができる余地を認めることが適當と考えるので、この率を約定利息の限度の二倍まで認めたとしたのである。

また、巨額な賠償額を予定して不当に債務者を圧迫する手段とすることを防止することは、商事に關すると否とを問わず、一般的にその必要があると考えられる。商事債権といつても、單に商人間の債権のみをいうのではなく、商人が商人でない者に貸し付ける金錢消費債務による債権をも含むのであるから、貸金業が多く株式会社等をもつて行われる現状にあつては、商事情報は金錢

消費貸借のうち大きな領域を占めており、これが不履行による賠償額の予定を制限するか否かは庶民の生活に大きな影響をもつものといわなければならぬ。のみならず、実際の運用から見ると、商事債権の名の下に現行第五条は殆んどその適用を潜脱されてしまう実状にある（もつとも、極端に高率な賠償額の予定は、裁判所においては公序良俗に反するものとして無効とされているが）。公序良俗という抽象的な標準では運用上不統一を免れず、日歩五十錢という高率の損害金も公序良俗に反しないと判断された例もある（この故に、本法律案では、商事につき例外を認めないととしたのである（附則第三項）。

次に、違約金は、債務不履行の場合に支払うことを約定した金である。違約金の予定であることがあり、違約罰であることがある。民法によれば、違約金は賠償額の予定と推定することとなつており、反証が許されるが、賠償額の予定と然らざる違約金とは実際上区別が困難であり、違約罰等の語を用いることにより

賠償額の予定の制限を潜る余地を残すことは、本条第一項の効果の大半を無にすることになるので、本条の適用については違約金はすべて賠償額の予定とみなすこととした。

附則

第一項及び第二項について、別段説明の要をみない。  
第三項については、前述した。

第四項は、不違反の原則に従つた。旧法において裁判上無効とされた契約を、新法施行後有効とすることは、妥当でないからである。

第十九回国会提出

利息制限法（案）参考資料

法務省民事局

正 品目 表

頁	行	誤	正
一	一	定メサル時	定メサル時
二	一	スヘキ事ヲ	スヘキ事ヲ
三	二	スル事アル時	スル事アル時
四	一	スル時ハ	スル時ハ
五	一	スル時アリ時	スル時アリ時
六	前月比の割合欄中		
七	下から七段目		
八	貸付金の明治		
九	最高額	32.31.29.24	32.31.29.24
一〇	路和	19.20	19.20
一一	最高額の当座資本の月中新規貸出の下から田段目	昭和21(定期)	昭和21(定期)
一二	金額欄中	2,069,718	2,067,718

目次

頁

- 一 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）
- 一 潛時金利調整法第二條第一項の規定に基き金融機関の金利の最高限度を定める告示（昭和二十三年大蔵省告示第四号）抄
- 一 全國銀行貸付（手貸、証貸）金利別残高調（第一表、第二表）
- 一 銀行預金貸出実行金利調（東京）及びグラフ
- 一 相互銀行及び信用金庫貸出金利調
- 一 全國相互銀行（含る監査会社）貸出金利率別残高内訳調
- 一 相互銀行及び信用金庫の貸出金額別調
- 一 廣尾商業の貸金額
- 一 貸金業者資金量調
- 一 貸金業者受理数
- 一 貸金業者金利調

## 利 息 制 限 法

明治十年九月十一日太政官布告第六十六号

利息制限法左ノ通相定候條此旨布告候事

第一條 凡ソ金錢貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト、法律上ノ利息レトス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十二割百圓以上千圓以下百分ノ十五一分半千圓以上百分ノ十二二分以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトン各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ヲ定メサル時裁判所ヨリ言度入所ノ者ニシテ元金ノ多少ニ拘ラス百分ノ六分トス

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外餘テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金構利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フル時ハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金料料等ヲ差出スヘキ事ヲ約定スル事アル時概シテ損害、補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実安ケ

タル損害ノ補償ニ不當ナリト認量スル時ハ之レニ相當ノ減少ヲ為ス事ヲ得

明治三十一年六月二十一日法律第十一号

利息制限法中左ノ通改正入

第三條ヲ左ノ通改ム

第三條 削除

大正八年四月十一日法律第五十九号

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中「元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十（二割）百圓以上千圓以下百分ノ十五（一割五分）千圓以上百分ノ十二（一割二分）以下トスレラ」元金百圓未満ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五（一割五分）百圓以上千圓未満八百分ノ十二（一割二分）千圓以上百分ノ十（一割）以下トスレニ改ム

臨時金利調整法第二条第一項の規定に基き金融機関の

金利の最高限度を定める告示

（昭和二十三年一月十日）抄  
（大蔵省告示第四号）

五、銀行の貸付の利率、手形の割引率及び当座貸越の利率の最高限度

輸出前貸手形（日本銀行輸出前貸手形制度の適用又は

準用を受けるもの）をいう。以下同じ。」のうち日本銀

行再割引画格手形及び輸入決済手形（輸入運賃手形を

含む。以下同じ。）の割引

日本銀行再割引過招商葉手形の割引

(1) 一件の金額が三百万円を超えるもの

日歩二錢一厘

(2) 一件の金額が三百万円以下のもの

日歩二錢二厘

日本銀行スタンプ手形、輸出前貸手形（日本銀行再割引過招商葉手形及び輸入決済手形を除く。）農業手形、漁業手形及び漁業手形と同一の条件で日本銀行が担保に徴する漁

支信用基金保証手形の割引並びに貸付

- (1) 一件の金額が三百万円を超えるもの  
日歩二錢三厘
- (2) 一件の金額が三百万円以下のもの  
日歩二錢四厘

その他の手形の割引並びに貸付

- (1) 一件の金額が三百万円を超えるもの  
日歩二錢四厘
- (2) 一件の金額が三百万円以下のもの  
日歩二錢五厘

当座貸越

往し、

- (1) 貸付並びに輸出前貸手形（日本銀行再割引過格手形及び輸入決済手形を除く。）  
及び輸出前貸手形以外の手形の割引については、特に日本銀行政策委員会の承認を得たものに限り、右最高限度にかかわらずそれが一量高とすることができる。

- (2) 返済期限一年以上の貸出、融資準則上の産業資金貸出優先順位表内に属するもの

日歩二錢四厘  
日歩二錢五厘  
日歩二錢七厘

のに対する貸出、一件の金額百万円以下の貸付並びに輸出前貸手形（日本銀行再割引過格手形及び輸入決済手形を除く。）及び輸出前貸手形以外の手形で一件の金額百万円以下のものの割引については適用しない。

- (3) 実施日前において既に右最高限度を超えてなされた貸出については適用しない。  
六、信託会社（指定金銭信託資金）保険会社（保険約款による契約者に対する貸付を除く。）及び農林中央金庫（系統機関に対する貸出を除く。）の貸付の利率及び手形の割引率の最高限度は、差当り銀行の当該利率の最高限度に、信託会社及び保険会社については二厘と、農林中央金庫については一厘を加えたものとする。

但し、右機関は成るべく銀行の貸出利率の最高限度と同調するようたつとあるようになる。

七、コールローン（翌日物）の利率の最高限度

日歩一錢一厘

八、コールローン（翌日物）のブローカレイザの最高限度

日歩 一厘

全国銀行貸付(手貸・証貸)

(単位 百万円)

昭和二十八

銀行名 金利	十一 大銀行計		地方銀行計	
	残高	前月比	残高	前月比
無利息	522	163	1,150	-223
1~0%以下	2,283	-175	897	-8
1~1%	4,104	-12	38	-8
1~2%	96	-1	72	8
1~3%	1,955	352	525	-150
1~4%	203	25	395	209
1~5%	3,783	954	1,159	328
1~6%	1,975	151	1,932	111
1~7%	3,113	227	1,171	63
1~8%	9,125	311	4,918	127
1~9%	188,142	6,844	29,769	1,313
2~0%	5,287	67	22,984	417
2~1%	1,370	-87	6,495	35
2~2%	4,705	-734	9,044	-375
2~3%	42,416	-1,975	24,014	-737
2~4%	354,261	10,793	134,790	3,909
2~5%	63,673	1,740	68,582	1,799
2~6%	23,109	582	30,711	571
2~7%	17,370	669	19,045	419
2~8%	28,310	5,744	50,884	1,489
2~9%	2,441	-154	11,408	418
3~0%	29,557	-5,345	30,003	-114
3~1%	611	-25	1,958	-1
3~2%	703	-519	6,209	-43
3~3%	3,419	48	3,517	85
3~4%	6	-1	596	-246
3~5%	148	2	5,136	390
3~6% 以上			213	-
計	792,700	19,648	467,628	9,849

) 金利別残高調(第1表)

年十一月末

日本銀行為査局

普通銀行計		前月比	
残高	割合	金額	割合
1,673	0.13	-60	-0.01
3,181	0.25	-183	-0.02
4,142	0.33	-20	-0.01
169	0.01	6	0
2,480	0.20	201	0.01
599	0.05	235	0.02
4,943	0.39	1,283	0.09
3,908	0.31	268	0.01
4,285	0.34	290	0.02
14,044	1.12	439	0.01
217,911	17.29	8,158	0.25
28,271	2.24	284	-0.02
7,865	0.63	-52	-0.01
13,750	1.09	-1,110	-0.11
86,430	5.27	-2,712	+0.35
489,051	38.80	14,702	0.26
132,255	10.49	3,540	0.03
53,820	4.27	1,154	-0.01
36,415	2.89	1,148	0.03
78,194	6.28	7,233	0.43
13,850	1.10	263	0
59,561	4.73	-5,459	-0.55
2,569	0.20	-26	-0.01
6,913	0.55	-563	-0.06
6,936	0.55	133	0
602	0.05	-248	+0.02
5,284	0.42	393	0.02
213	0.02	-	0
1,260,328	100	29,497	0

全国銀行貸付(手貸、  
証貸)金利別残高調(第2表)

(単位 百万円)

昭和二十八

金利 銀行名	信託銀行計(銀行勘定)		債券発行銀行計	
	残高	前月比	残高	前月比
無利息	17	- 1	4	-
1%未満以下	66	- 79	55	- 122
1% 1%			1	0
1% 2%	10	- 3	26	-
1% 3%	10	0	906	209
1% 4%	30	20	56	- 1
1% 5%	98	- 28	96	- 2
1% 6%	129	24	183	38
1% 7%	41	0	219	- 32
1% 8%	522	237	758	- 41
1% 9%	5,287	194	21,566	664
2% 0%	453	- 93	1,259	40
2% 1%	71	13	579	18
2% 2%	229	- 7	219	- 66
2% 3%	1,469	- 101	5,107	- 387
2% 4%	9,626	820	75,566	4515
2% 5%	851	- 110	11,105	74
2% 6%	817	6	3,588	475
2% 7%	517	- 118	3,076	305
2% 8%	859	- 17	3,138	68
2% 9%	69	9	13,446	1,392
3% 0%	1,411	- 38	55,423	- 513
3% 1%	146	18	90,007	1,160
3% 2%	371	- 11	42,651	991
3% 3%	15	7	1,539	6
3% 4%			23	1
3% 5%	9	-	75	2
3% 6%以上	1	-		
計	23,136	740	330,683	8,799

日本銀行調査局

年十一月末

全 国 銀 行 計			
残高	割合	金額	割合
1,695	0.11	- 61	0
3,303	0.20	- 385	- 0.03
4,144	0.26	- 20	0
206	0.01	2	0
3,396	0.21	411	0.02
685	0.04	253	0.01
5,137	0.32	1,252	0.07
4,220	0.26	326	0.01
4,546	0.28	258	0.01
15,326	0.95	635	0.02
244,765	15.16	9,016	0.19
29,985	1.86	432	- 0.02
8,516	0.53	- 19	- 0.01
14,199	0.88	- 1,184	- 0.10
73,007	4.52	- 3,201	- 0.32
574,244	35.58	20,039	0.39
144,211	8.94	3,504	0.01
58,226	3.61	1,636	0.02
40,010	2.48	1,336	0.02
83,191	5.15	7,284	0.33
27,366	1.70	1,665	0.07
116,395	7.21	- 6,012	- 0.56
92,724	5.74	1,152	- 0.07
42,936	3.09	417	- 0.05
8,491	0.53	147	0
625	0.04	- 247	- 0.02
5,369	0.33	395	0.01
215	0.01	-	0
1,614,148	100	39,037	0

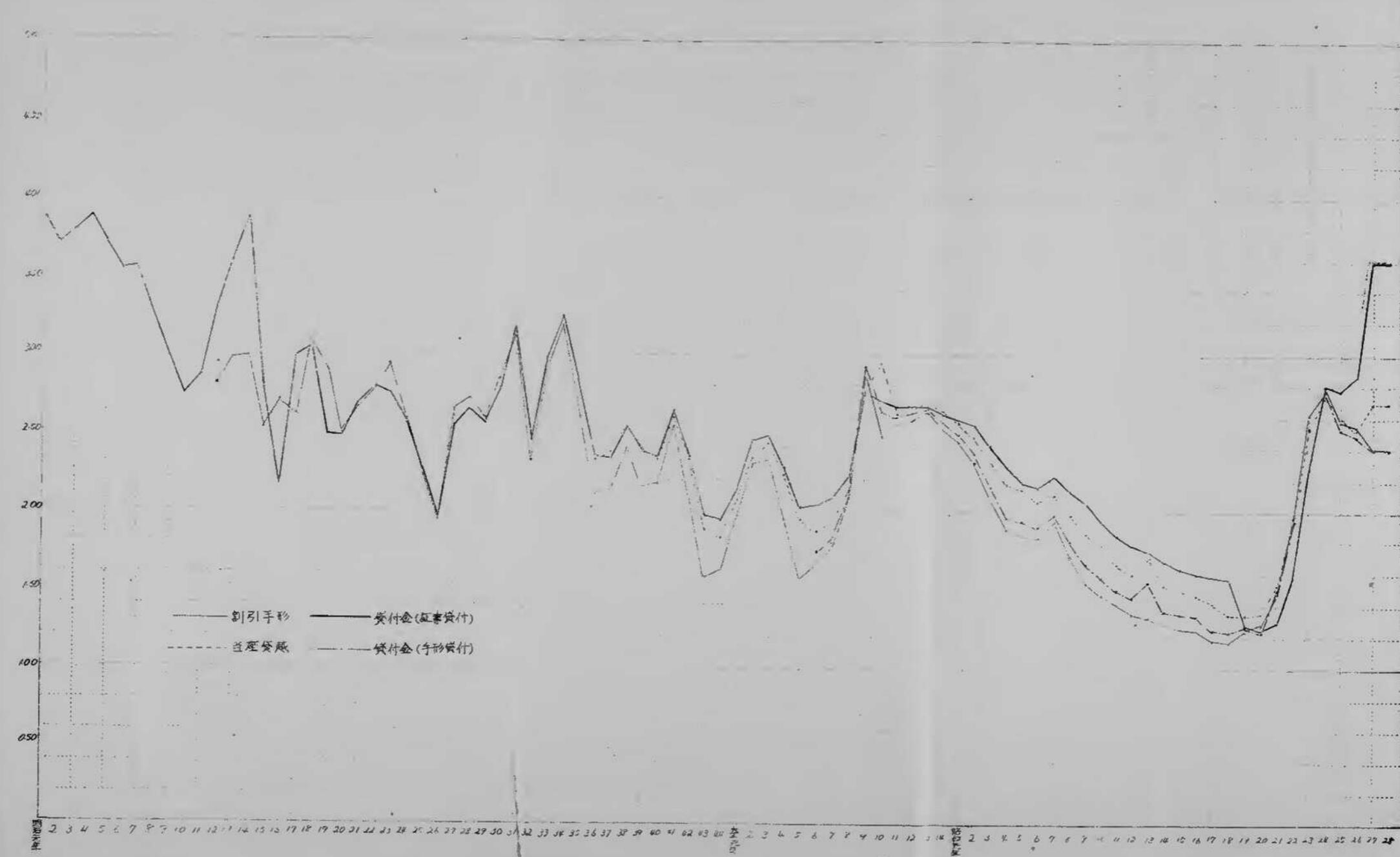
銀行預金

序 號	資本金	割引手形			当座貸越			備註
		市面大額	平均	最高單張	平均	最高	最低	
1			3.88					43 3.9 150
2			2.10					44 3.4 152
3			3.18					45 3.3 148
4			2.84					2 3.3 147
5			3.70					3 3.5 150
6			2.51					4 3.3 145
7	4.03	1.84	3.53					5 3.3 141
8	4.72	1.92	3.23					6 3.29 139
9	4.41	1.64	2.98					7 3.30 135
10	3.25	2.47	2.73					8 3.30 139
11	4.11	2.19	2.85					9 3.60 130
12	4.11	2.19	3.29	3.30	2.50	2.80		10 3.61 134
13	4.93	2.47	3.59	4.00	2.00	2.97		11 4.30 135
14	4.93	2.73	3.84	4.00	2.10	2.98		12 3.56 134
15	3.29	1.97	2.77	3.80	2.00	2.51		13 3.33 134
16	2.49	1.67	2.17	3.10	1.80	2.70		14 3.40 133
17	4.10	2.55	2.99	3.50	2.10	2.60		15 3.60 135
18	4.52	2.74	3.02	4.00	2.80	3.07		16 3.40 134
19	2.88	1.95	2.49	3.50	2.10	2.89		17 3.40 133
20	3.01	1.95	2.48	3.48	1.72	2.49		18 3.30 133
21	3.29	2.19	2.69	3.31	1.95	2.65		19 3.30 133
22	3.29	2.19	2.79	3.46	2.17	2.79		20 3.30 133
23	3.30	2.47	2.76	3.93	2.27	2.92		21 3.30 133
24	2.04	2.14	2.56	3.33	1.70	2.58		22 3.30 133
25	2.52	2.02	2.29	3.30	1.70	2.28		23 3.30 133
26	2.54	1.55	1.97	2.59	1.40	1.93		24 3.20 133
27	2.96	2.13	2.54	3.70	2.14	2.64		25 3.00 133
28	2.93	2.32	2.63	3.23	2.32	2.71		26 2.74 133
29	3.93	2.28	2.54	3.00	2.25	2.59		27 2.80 133
30	3.26	2.55	2.79	3.19	2.53	2.83		28 3.00 133
31	2.34	2.75	3.18	3.48	2.67	3.13		29 2.74 133
32	2.93	2.00	2.44	3.10	1.89	2.31		30 2.74 133
33	3.40	2.43	2.98	3.34	2.33	2.90		31 2.74 133
34	3.70	3.02	3.24	4.19	2.89	3.18		32 2.74 133
35	3.30	2.00	2.83	3.25	1.80	2.67		33 2.74 133
36	3.70	1.10	2.35	3.50	1.40	2.10		34 2.74 133
37	3.70	1.10	2.33	3.40	1.45	2.16		35 2.74 133
38	3.50	1.60	2.52	3.50	1.60	2.40		36 2.74 133
39	3.50	1.60	2.39	3.50	1.40	2.16		37 2.74 133
40	3.50	1.70	2.35	3.20	1.60	2.17		38 2.74 133
41	3.50	1.80	2.63	3.50	1.80	2.54		39 2.74 133
42	3.50	1.20	2.36	3.40	.95	2.09		40 2.74 133

## 銀行預金貸出実行金利調(東京)

日本銀行考査局

合計	割引手形	当座貸越						實付金	割引手形	当座貸越						實付金	割引手形	当座貸越									
		最高	最低	平均	最高	最低	平均			最高	最低	平均	最高	最低	平均			最高	最低	平均	最高	最低	平均				
1	3.84							43	3.30	.70	1.99	3.10	.86	1.58	3.30	1.00	1.88	44	3.30	.75	1.93	3.20	1.00	1.62	3.00	1.30	1.83
2	3.70							45	3.30	1.00	2.15	3.50	1.30	1.99	3.00	1.50	2.09	46	3.30	1.00	2.15	3.50	1.30	1.99	3.00	1.50	2.09
3	3.18							47	3.30	1.60	2.45	3.20	1.60	2.30	3.00	1.70	2.36	48	3.30	1.60	2.20	3.00	1.70	2.36	3.00	1.70	2.36
4	3.84							49	3.30	1.23	2.48	3.20	1.95	2.32	3.20	1.70	2.41	50	3.30	1.00	1.60	3.20	1.70	2.36	3.00	1.70	2.36
5	3.70							51	3.30	1.00	2.27	3.20	.80	1.93	3.20	1.50	2.22	52	3.30	1.00	1.60	3.20	1.70	2.36	3.00	1.70	2.36
6	3.51							53	3.30	.90	2.01	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	54	3.30	1.00	1.60	3.20	1.70	2.36	3.00	1.70	2.36
7	4.93	1.84	3.53					55	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	56	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
8	4.72	1.92	3.23					57	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	58	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
9	4.41	1.64	2.98					59	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	60	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
10	3.29	2.47	2.73					61	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	62	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
11	4.11	2.19	2.85					63	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	64	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
12	4.11	2.19	3.29	3.30	2.50	2.80		65	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	66	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
13	4.93	2.47	3.59	4.00	2.00	2.97		67	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	68	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
14	4.93	2.13	3.84	4.00	2.10	2.98		69	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	70	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
15	3.29	1.97	2.77	3.80	2.00	2.51		71	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	72	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
16	2.49	1.67	2.17	3.10	1.80	2.70		73	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	74	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
17	4.10	2.55	2.99	3.50	2.10	2.60		75	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	76	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
18	4.52	2.74	3.02	4.00	2.00	3.07		77	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	78	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
19	2.88	1.95	2.49	3.50	2.10	2.89		79	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	80	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
20	3.01	1.95	2.48	3.48	1.72	2.49		81	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	82	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
21	3.29	2.19	2.69	3.31	1.95	2.65		83	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	84	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
22	3.29	2.19	2.99	3.46	2.17	2.79		85	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	86	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
23	3.30	2.47	2.76	3.93	2.27	2.92		87	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	88	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
24	2.04	2.14	2.56	3.33	1.70	2.58		89	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	90	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
25	2.52	2.02	2.29	3.30	1.70	2.28		91	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	92	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
26	2.54	1.55	1.97	2.59	1.40	1.93		93	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	94	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
27	2.96	2.13	2.54	3.70	2.14	2.64		95	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	96	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
28	2.93	2.32	2.63	3.23	2.32	2.71		97	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	98	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
29	3.93	2.28	2.54	3.00	2.25	2.59		99	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	100	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
30	3.26	2.55	2.79	3.19	2.53	2.83		101	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	102	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
31	2.34	2.75	3.18	3.48	2.67	3.13		103	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	104	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
32	3.93	2.00	2.44	3.10	1.89	2.31		105	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95	106	3.27	.90	2.02	2.90	.80	1.57	2.90	1.30	1.95
33																											



相互銀行及び信用金庫貸出金利調

〔信用金庫〕10月号(第七卷第十号)

月中	貸 付 利 率			割 引 利 率			信 用 金 庫					
	相 互 銀 行	信 用 金 庫	相 互 銀 行	相 互 銀 行	信 用 金 庫	相 互 銀 行						
	最 高 最 低	平 均	最 高 最 低	平 均	最 高 最 低	平 均	最 低					
28.2	12.78	12.04	7.30	18.25	12.70	3.70	10.95	10.95	9.12	18.50	12.70	4.70
3	12.78	12.04	7.30	16.40	12.70	3.70	10.95	10.95	9.12	18.25	12.70	5.50
4	12.78	12.04	7.30	16.40	12.70	3.60	10.95	10.95	9.12	18.25	14.60	4.70
5	12.78	12.04	7.30	16.40	12.70	3.50	10.95	10.95	9.12	18.25	14.60	4.70
6	12.78	12.04	7.30	16.40	12.70	3.70	10.95	10.95	9.12	18.20	14.60	4.70
7	12.78	12.04	7.30	16.40	12.70	2.20	10.95	10.95	9.12	18.30	12.70	2.70
29.7	12.78	12.78	7.30	18.25	12.70	4.30	10.95	10.95	10.25	18.25	10.90	6.00

全国相互銀行（合無尽会社）貸出金利率別残高内訳調

昭和28年9月末

全国相互銀行協会調(単位百万円)

利 率 要 素 (日か)	貸付金(手形貸付・証書貸付)			金 額	割引手形の内	
	金 額	百分比	貸付金の内		長期貸付 期限1年以上	一件百万円 以上の貸付
1箇未満	60	0.1	39	19	0	0
1~1.5	351	0.3	91	91	0	0
1.6~1.9	711	0.5	19	227	0	0
2.0~2.2	12,602	9.2	336	3,531	22	0
2.3~2.5	14,007	10.2	466	4,697	161	59
2.6	3,461	2.5	79	1,130	138	55
2.7	1,380	1.0	112	705	131	61
2.8	5,277	3.9	465	2,117	1,399	0
						526
2.9	4,644	0.3	24	216	717	12
3.0	17,874	13.1	1,145	6,374	10,812	20
3.1	441	0.3	24	223	0	0
3.2	9,451	6.9	1,201	2,258	0	0
3.3	17,109	12.5	5,737	3,602	0	0
3.4	2,782	2.0	519	703	0	0
3.5	50,918	37.2	6,660	12,584	0	0
合計	136,887	100	16,916	38,477	13,379	32,3008

利 率 要 素 (日か)	貸付金(手形貸付・証書貸付)			金 額	割引手形の内	
	金 額	百分比	貸付金の内		長期割引 期限1年以上	一件百万円 以上の割引
1箇未満	60	0.1	39	19	0	0
1~1.5	351	0.3	91	91	0	0
1.6~1.9	711	0.5	19	227	0	0
2.0~2.2	12,602	9.2	336	3,531	22	0
2.3~2.5	14,007	10.2	466	4,697	161	59
2.6	3,461	2.5	79	1,130	138	55
2.7	1,380	1.0	112	705	131	61
2.8	5,277	3.9	465	2,117	1,399	0
2.9	4,644	0.3	24	216	717	12
3.0	17,874	13.1	1,145	6,374	10,812	20
3.1	441	0.3	24	223	0	0
3.2	9,451	6.9	1,201	2,258	0	0
3.3	17,109	12.5	5,737	3,602	0	0
3.4	2,782	2.0	519	703	0	0
3.5	50,918	37.2	6,660	12,584	0	0
合計	136,887	100	16,916	38,477	13,379	32,3008

相互銀行及び信用金庫の貸出金額別割

1回

大蔵省調

昭和28年9月現在(但し、信用金庫は3月末現在)

金額別 目	相互銀行				信用金庫							
	月中新規貸出	相 互 銀 行 (金券無限会社)	月末残高	月末残高	貸出先数	百分比	金額	百分比	貸出先数	百分比	金額	百分比
5万円未満	84,387	3.5%	1,944,459	4.9%	630,016	3.6%	16,477	6.3%	193,039	3.7%	4,922	4.3%
5万円以上10万円未満	3,556	2.2%	3,479,859	8.8%	459,828	26.3%	29,909	11.4%	100,108	19.3%	6,606	5.7%
10万円～30万円	71,382	2.9%	10,534,897	26.6%	422,689	27.1%	68,819	26.2%	146,239	28.3%	23,782	21.0%
30万円～50万円	15,514	6.5%	5,491,257	13.8%	92,723	5.3%	32,959	12.6%	28,324	5.5%	14,471	12.6%
50万円～100万円	10,002	4.2%	6,082,608	15.5%	57,172	3.3%	36,262	13.8%	29,487	5.6%	19,297	17.0%
100万円～300万円	5,093	2.1%	11,650,148	17.9%	28,108	1.6%	41,598	15.9%	17,187	3.3%	26,698	23.4%
300万円～500万円	577	0.2%	2,069,718	5.2%	3,531	0.2%	13,135	5.0%	3,393	0.7%	14,261	16.0%
500万円～1,000万円	241	0.1%	1,550,707	3.9%	1,731	0.1%	11,611	4.4%	-	-	-	-
1,000万円以上	86	-	1,366,801	3.4%	659	-	11,601	4.4%	282,375	100%	517,777	100%
合計	240,898	100%	39,846,526	100%	114,6457	100%	517,777	100%	114,017	100%	-	-
註 潤産社様 相互銀行 70行 金券無限会社 2社 信用金庫 561庫												

貸出金額の貸出額割

国警本部刑事部防犯課調

統計 附録 190 店 299,800 口

貸出金額	100万円未満	100万円～200万円	200万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円～600万円	600万円～700万円	700万円～800万円	800万円～900万円	900万円～1,000万円	1,000万円以上
件数	1,111	1,107	1,104	1,101	1,098	1,095	1,092	1,089	1,086	1,083	1,080

1回

(a) 県庁所在地商店街にあるもの

46 店 108.847 口

貸金額 以下	300	500	700	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000	1万	2万	3万	5万	5万以上
件 数	五 七 八 〇	二 八 四 六 一	二 五 六 四 四	一 四 九 四 五	一 八 三 八 三	一 八 〇 六 一	一 八 〇 六 一	一 九 〇 六 一							

(b) 県庁所在地住宅街にあるもの

46 店 79.849 口

貸金額 以下	300	500	700	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000	1万	2万	3万	5万	5万以上
件 数	二 三 八 八 九	一 七 五 六 四	一 三 四 七 九	一 三 四 七 〇											

(c) 中都市にあるもの

49 店 87.040 口

貸金額 以下	300	500	700	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000	1万	2万	3万	5万	5万以上
件 数	二 三 五 六 五	一 二 三 〇 五	一 三 四 一 一	一 三 四 一 一	一 一 〇 五 一										

(d) 村落地方にあるもの

49 店 24.064 口

貸金額 以下	300	500	700	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000	1万	2万	3万	5万	5万以上
件 数	二 三 六 〇 七	一 二 三 〇 七	一 三 四 一 一	一 三 四 一 一	一 一 〇 七 一										

1九  
債金業者資金量調  
(昭28.12.31現在) 単位百万円

販 務 局	自己資金	借入金	計	販 務 局	自己資金	借入金	計
國 東 局	19861	2,270	22,131	中 國 局	5,33	345	5,778
近 緹 局	2,260	909	3,169	北 九 州 局	714	359	1,073
北 海 道 局	734	312	1,046	南 九 州 局	479	100	579
東 北 局	664	310	974	四 国 局	313	33	346
東 海 局	665	550	1,215	全 國 總 計	26,465	5,329	31,794
北 陸 局	242	141	383				

註：東北局の数は、9月末

債金業者 受理数

(昭28~12~31現在)

販 務 部	個 人	個人以外	計	販 務 部	個 人	個人以外	計
國 東 局	1,945	2,075	4,020	中 國 局	296	503	799
近 緹 局	1,080	848	1,928	四 国 局	332	284	616
北 海 道 局	783	377	1,160	北 九 州 局	445	926	1,371
東 北 局	891	330	1,221	南 九 州 局	287	718	1,005
東 海 局	454	461	915	全 國 總 計	2013	6,792	13,805
北 陸 局	324	106	430				

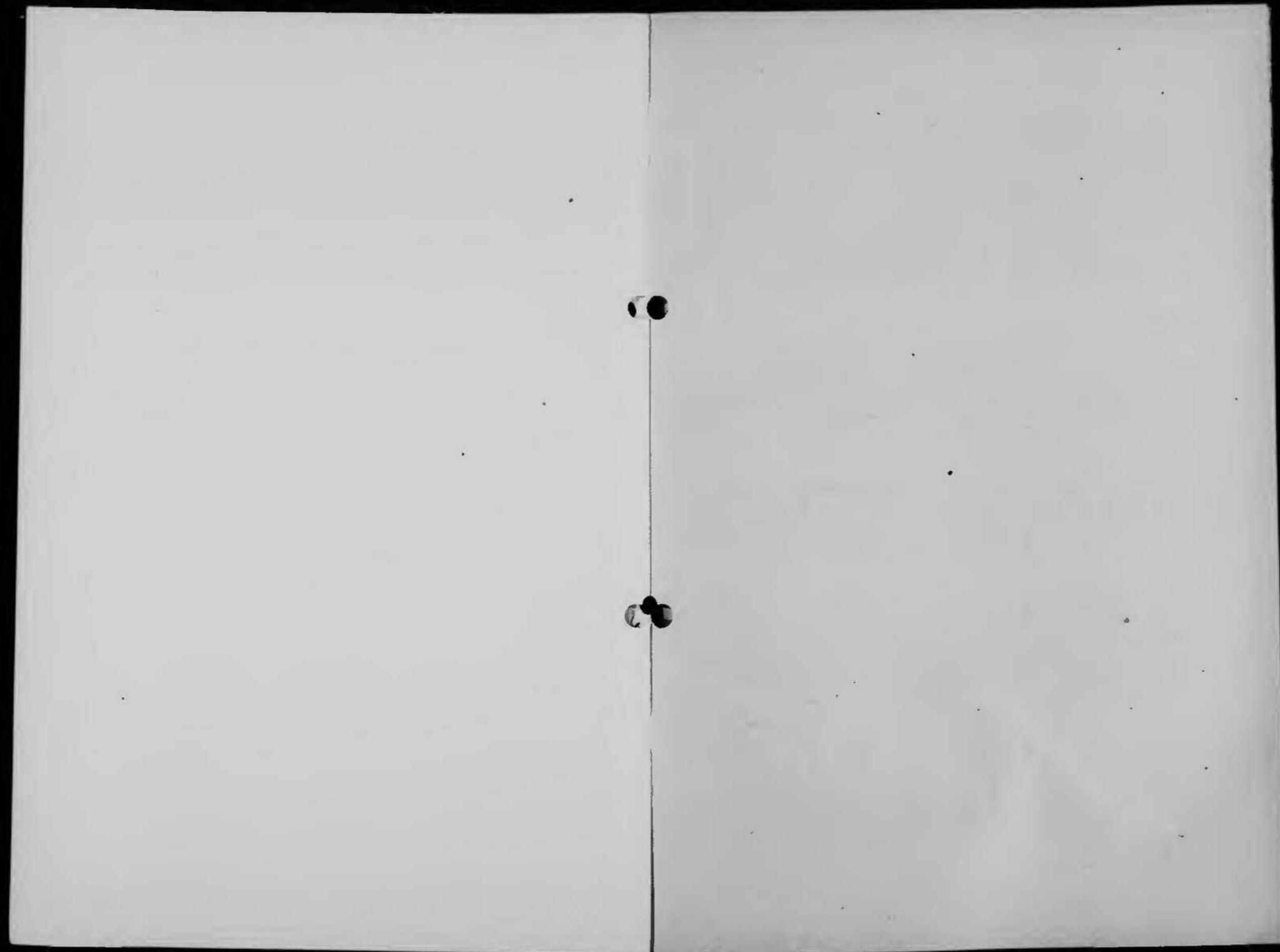
註：営業者を除く。

1. 実数 借金業者金利調 (昭28.11末)

区分		最高金利				最低金利				普通金利			
金利(月)	期間	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%未満	5%以上	10%以上	15%未満	10%以上
相 保 期 間	1月未満	165	1255	1404	2572	1904	3263	198	11	432	3046	1846	33
有 担 保	1月以上6月末満	272	1807	2371	2525	2416	3972	408	9	600	4193	2173	22
無 担 保	6月～1年	134	510	331	180	698	423	22	29	221	656	182	15
	1年以上	65	313	216	67	412	230	14	167	297	95	17	
無 担 保	1月未満	143	896	1263	3187	1435	3578	412	12	236	1834	3147	49
	1月以上6月末満	241	1613	2207	3126	24	678	413	424	2756	3102	61	
無 担 保	6月～1年	116	405	447	194	561	547	72	1	176	576	261	15
	1年以上	50	232	260	93	303	342	26	1	108	292	147	5

2. 指数

区分		最高金利				最低金利				普通金利			
金利(月)	期間	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%未満	5%以上	10%以上	15%未満	10%以上
相 保 期 間	1月未満	3.1	23.3	260	476	354	60.7	3.7	0.2	8.1	56.9	34.4	0.6
有 担 保	1月以上6月末満	3.9	25.9	340	362	340	55.9	10.0	0.1	8.3	61.6	29.9	0.2
無 担 保	6月～1年	116	44.2	287	15.5	59.6	36.1	1.9	24	20.6	61.1	16.9	1.4
	1年以上	99	47.4	32.7	10.0	62.8	35.1	2.1	—	29.5	52.5	16.8	1.2
無 担 保	1月未満	2.6	16.3	23.0	58.1	264	65.8	7.6	0.2	4.2	33.0	61.9	0.9
	1月以上6月末満	3.4	22.5	30.7	43.4	22	60.8	32.0	—	6.1	39.7	53.3	0.9
無 担 保	1年以上	8.0	36.6	41.0	14.4	46.5	49.4	40	0.1	19.5	53.0	26.6	0.9





第十九回国会提出

利息制限法（案）参考資料 (2)

法務省民事局

正誤		行		頁
終一	九分一厘九	九	・	二
連合金	農林漁業	農林漁業	・	九
連合会	九分一厘一	九分一厘一	・	二

各種金融機関の実行金利の状況	九頁
臨時金利調整法（昭和二二法律一八一）抄	一〇五頁
日本輸出入銀行法（昭和二五法律三六八）抄	二〇頁
日本開發銀行法（昭和二六法律一〇八）抄	一一頁
相互銀行法（昭和二六法律一九九）抄	一二頁
信用金庫法（昭和二六法律二三八）抄	一二頁
商工組合中央金庫法（昭和一一法律一四）抄	一三頁
労働金庫法（昭和二八法律二二七）抄	一三頁
住宅金融公庫法（昭和二五法律一五六）抄	一五頁
中小企業金融公庫法（昭和二八法律一三八）抄	一四頁
國民金融公庫法（昭和二四法律四九）抄	一四頁
農村漁業金融公庫法（昭和二七法律三五五）抄	一七頁
同組合による金融事業に関する法律（昭和二四法律一八三）抄	一八頁
公益貯蓄法（昭和二法律三五）抄	一九頁
貿易營業者教調	

## 各種金融機関の実行金利の状況

一 銀行  
臨時金利調整法に基く告示の定による。

告示の適用外のもの

返済期限一年以上の貸出、融資準備上の産業貯金貸出優先吸収枠内に属するものに対する貸出、一件の金額百万円以下の貸付並びに輸出前貸手形（日本銀行再割引通帳手形及び輸入決済手形を除く）及び輸出前貸手形以外の手形で一件の金額百万円以下のものの割引

日歩二又五厘 一三又五厘 蔵廻  
年九分一厘 一 一割二分七厘

二 信託会社  
臨時金利調整法に基く告示の定による。

三 保険会社  
臨時金利調整法に基く告示の定による。

告示の適用外のもののうち

保険証券担保貸付  
保険料債権貸付

年六分一八分  
年六分

四 農林中央金庫  
臨時金利調整法に基く告示の定による。

告示の適用外のもの

普通利率  
手形貸付

信連

全国連合会

その他の所属団体

定期貸付

信連

全国連合会

その他の所属団体

年賦貸付

信連

全国連合会

その他の所属団体

粗保付手形

信連

全国連合会

その他の所属団体

日歩二又四厘（年八分七厘）  
“ “ 二又五厘（年九分一厘）  
“ “ 二又六厘（年九分四厘）  
“ “ 二又四厘（年八分七厘）  
“ “ 二又五厘（年九分一厘）  
“ “ 二又六厘（年九分四厘）  
“ “ 二又四厘（年八分七厘）  
“ “ 二又五厘（年九分一厘）  
“ “ 二又六厘（年九分四厘）

商業手形	信	達
(口) (1) その他所属団体	(口) (1) 融通手形	(口) (1) 倍建
(口) (1) その他所属用体	(口) (1) 倍連	(口) (1) その他所属用体
(口) (1) 当座貸越	(口) (1) その他所属用体	(口) (1) 特殊利率
(口) (1) 全国連合会	(口) (1) その他所属用体	(口) (1) 有租保手形貸付
(口) (1) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体	(口) (1) 周債へ憑葉権証券を含む
(口) 定期預金	(口) (1) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体
由 信 建		
	三ヶ月	日歩二戈四厘 一 二戈五厘
	四ヶ月	二戈四厘 一 二戈五厘
	五月	二戈五厘 一 二戈六厘
	六ヶ月	二戈六厘
(口) その他の所属用体	七ヶ月	二又八厘
	八ヶ月	二又六厘
	九ヶ月	二又五厘
	一年	二又六厘
	二ヶ月	二又八厘
	三ヶ月	二又六厘
	四ヶ月	二又五厘
	五月	二又六厘
	六ヶ月	二又五厘
	七月	二又六厘
	八ヶ月	二又五厘
	九ヶ月	二又六厘
	一年	二又五厘
	二ヶ月	二又六厘
	三ヶ月	二又五厘
	四ヶ月	二又五厘
	五月	二又五厘
	六ヶ月	二又五厘
	七月	二又五厘
	八ヶ月	二又五厘
	九ヶ月	二又五厘
	一年	二又五厘
有推証書貸付		
(口) (1) 周債へ憑葉権証券を含む		
調價へ憑葉権証券を含む		
(口) (1) その他所属用体		
(口) (1) その他所属用体		
農業手形	信 達	年九分
農業手形	信 建	一割
農業手形	信 達	日歩二戈
農業手形	信 達	二戈二厘
(口) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体	二戈四厘
(口) (1) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体	二戈五厘
農業手形農業融資		二戈五厘
(口) (1) 信 達		二戈五厘
(口) (1) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体	二戈六厘
農業手形・煙草手形	信 達	二戈一厘
農業手形・煙草手形	信 達	二戈二厘
(口) (1) その他所属用体	(口) (1) その他所属用体	二戈四厘

商業信用保護協会の振替による貸付

手形貸付

信連以外の所属団体

日歩二又四厘

証書貸付

(イ) 信連

年九分五厘

(ロ) その他の所属団体

年一割

手形割引

信連

日歩二又二厘

周防守融資保証協会の保証による貸付

信連以外の所属団体に対する手形貸付

年二又二厘

日本輸出入銀行（日本輸出入銀行法第ニ十二条に定める業務方支書による）

基準利率

年六分五厘

手形貸付

日歩一又四厘（年五分一厘）

保証料

年七厘五毛

海外市場の開拓確保又は輸換のため特に緊要と認められた場合

年四分五厘

手形貸付

日歩一又二厘五毛以上（年四分五厘以内）

手形再割引

年五厘以上

保証料

競争相手国の金利が年四分五厘未満で当方の設備輸出が著しく困難となる場合

年四分以上

六 日本開発銀行（日本開発銀行法第二十条に定める業務方法書による）

基準利率

年一割

短い電力（含水力自家発電）

年七分五厘

海運（外航船のみ）

年七分五厘

見返資金私企禁融資承継分

年一割

復興金融金庫承継分

年七分五厘

但し電力、海運（外航船のみ）

年九分五厘

手形貸付

年六分

炭、住

年七分五厘

開発資金による中小事業貸付で代理店を通ずる協調融資

年七分五厘

相互銀行（相互銀行法第三条第九条に定める業務の方法を記載した書面による）

日歩三又五厘以内（年一割二分以内七厘以内）

手形貸付

日歩一年一割四分

手形割引

月掛年一割六分三厘

当座貸越

日掛年一割八分三厘以内

初回支給付に融通利廻

恩賜契約

相互掛金契約

八、信用金庫（信用金庫法第二十九条第三号に定める業務方法書による。）

手形及び証書貸付

日歩四厘五厘以内（年一割六分四厘以内）  
年一割三分（一年未滿日歩三厘）

手形割引

当座貸越

九

商工組合中央金庫（商工組合中央金庫法第四十五条に禁き主務大臣の認可を受けて貸付利率による。）

設備資金、最高利率

運転資金、最高利率

日本銀行再割引通船手形割引

貿易手形（上を除く）及クレジット手形の割引及クレジット担保貸付

納入代金見返又は当該債権担保の貸付

一般商業手形担保貸付並に信用貸付

定期預金担保貸付

商工廣域担保貸付

十、労働金庫（労働金庫法第二十九条第三号に定める業務方法書による。）

普通貸付

当座貸越

手形割引

十一

住宅金融公庫（住宅金融公庫法第二十一条）

年五分五厘

十二、中小企業金融公庫（中小企業金融公庫法第二十一条 第二項第一号に定める業務方法書による。）

年一割

三合

五分五厘

五分五厘

十三、日本開発銀行からの承継分

年一割二分

八分

十四、農林漁業金融公庫（農林漁業金融公庫法第十八条规定による。）

（略）

十五、信用協同組合

手形及び証書貸付

手形割引

当座貸付

十六、農業協同組合

手形及び証書貸付

十七、水産業協同組合

貸出平均年一割九分五厘  
(年一割九分三毛一二割一分七厘)  
貸出平均年一割九分五厘  
(年五厘五毛一二割九分二厘)

○ 臨時金利調整法（抄）

（昭和二十二年十二月二十三日）  
（法律第百八十一号）

第五條 この法律により金融機関の全利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は当該金利についには、その最高限度を越えてこれを契約し、又は受領してはならない。その最高限度以下で第三者との間にきて、これを契約し、又は受領することは、全く自由である。

○ 日本輸出入銀行法（抄）

（昭和二十五年十二月十五日）  
（法律第二百六十八号）

（貸付利率、手形割引歩合及び債務保証料率）  
第十九條 第十八條第一項第一号から第五号まで（業務の範囲）の規定による貸付金の利率、手形の割引及び権利の保証の料率は当該利率、歩合及び料率により收入する貸付金利息、手形割引料及び債務保証料が日本輸出入銀行の事業取扱費、譲受委託費、第三十九条第一項の規定による借入金の利率、料率及び債務保証料が日本輸出入銀行の事業取扱費、譲受委託費、第三十九条第一項の規定による借入金の利率、手形の割引歩合及び債務保証料率として定めるものとする。

（業務方法書）  
第二十二条 日本輸出入銀行は業務方法書を作成し、これに資金の貸付、手形の割引料は債務の保証料率、利率、歩合又に料率及び期限、物資等の品目、元利金の回収の方法、債務保証の履行の方針並に禁制の要記の要項等を記載しなければならない。

○ 日本国開発銀行法（抄）

（昭和二十六年三月三十一日）  
（法律第百八号）

（貸付利率の基準等）

第二十九條 第十八條第一項第一号及び第三号の規定（業務の範囲）により行う資金の貸付の利率、同項第三号の規定により行う譲受に係る貸付債権の貸付の利率並みに同項第四号の規定により行う債務の保証の料率は、日本開発銀行の收入する貸付金利息（第一項第三号第一項の規定により政府の米国計日援助見返資金特別公債から承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四条第二項において「貸付金の利息」という。）、社債の利息及び債務保証料が日本開発銀行の事業取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定による借入金の利率、第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利率、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

三十條 日本国開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付債権の譲受又は、債務の保証の方法、資金の貸付の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の方法、元利金の回収の方法、債務の保証の履行の方法、その他業務の方法並びに業務の要記の基準にて同一でなければならぬ。

（業務方法書）

三十一条 日本国開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付債権の譲受又は、債務の保証の方法、資金の貸付の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の方法、元利金の回収の方法、債務の保証の履行の方法、その他業務の方法並びに業務の要記の基準にて同一でなければならぬ。

（業務方法書）

業務等を記載しえければならない。

○ 相互銀行法 (抄)

(昭和二十六年六月五日)  
法律第百九十九号

(營業の免許)

第三條 相互銀行業は 大蔵大臣の免許を受けなければ、これを営むことができない。  
2. 前項の免許を受けようとする者は、申請書に定期、累積の種類及び方法を記載した書面並びに事業計画書を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

(監査官の認可)

第六條 同上銀行は、左の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(二項略)

三、監査官の種類及び方法を変更しようとするときは、以下要する。

○ 信用金庫法 (抄)

(昭和二十六年六月十五日)  
法律第二百三十八号

(監査免許の申請)

第二十九條 金庫は、第四條の規定(監査免許)による事業の免許を受けようとすることは、申請書に定められた各号に掲げる書類を添付して、大蔵大臣に提出しなければならない。

(各号中一)

二、監査方法書への記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の

計算その他業務の方法とする。

○ 商工組合中央金庫法 (抄)

(昭和十一年五月二十七日)  
法律第十四号

第四十五條 商工組合中央金庫ハ監査免許並に貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ヲ定ム主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ ニラ変更セントスルトキ亦同ジ

○ 労働金庫法 (抄)

(昭和二十八年八月十七日)  
法律第二百二十七号

(監査免許の申請)

第二十九條 金庫は、第六條(監査免許)の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添付して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。

一、理由書

二、定期表

三、業務方法書(その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。)

○ 住宅金融公庫法 (抄)

(昭和二十五年五月六日)  
法律第百五十六号

貸付金の利率並びに償還の期間及び方法

第二十一條 第十七款第一項（業務の範囲）又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は左のとおり（内訳は省く）とする。

### ○ 中小企業金融公庫法（抄）

（昭和二十八年八月一日  
法律第二百三十八号）

第二十一條 公庫は、業務開始の際、業務方法を定め、玉房大臣の認可を受けなければならぬ。これに変更しようとするときは、同様とする。  
2. 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。  
（1）貸付金の償還 貸付金の相手方、利率、償還期限、居置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付に因する業務の方法

#### 二 業務委託の基準

### ○ 国民金融公庫法（抄）

（昭和二十四年五月二日  
法律第四十九号）

第二十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。それを変更しようとするときは、同様とする。  
2. 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは審議会の議を経なければならない。  
3. 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業者に関する準備を記載しなければならない。

### ○ 農林漁業金融公庫法（抄）

（昭和二十七年十二月二十九日  
法律第三百五十五号）

#### （業務の範囲）

第二十八条 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため農業（畜産業及び養蚕業を含む）、林業、漁業若しくは農業經營者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者」という。）に対し、左に掲げる資金の貸付の業務を行う。  
1. 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金  
2. 造林に必要な資金  
3. 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金  
4. 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金  
5. 渔港施設の改良、造成、復旧又は取扱に必要な資金  
6. 製塩施設の改良、造成、復旧又は取扱に必要な資金  
7. 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取扱に必要な資金  
8. 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

2. 前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び居置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。  
（業務方法書）

第二十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 前項の業務方法書たは、左に掲げる事項を記載しなければならない。  
 一 賃付金の用途、貸付の相手方、利率、償還期限、残置期間、貸付金の限度、償還の方法、担保に因する質押を貸付に附する緊禁の方法

別表

貸付金の種類	利年の最高	償還期限
	年七分	年十五年
	年八分	年二十五年
一 農地又は坡地の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	年十五年
二 造林に必要な資金	年八分	年十五年
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年八分	年十五年
四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	年十五年
五 港港施設の改良、造成復旧又は取得に必要な資金	年八分	年十五年
六 製糖施設の改良、造成復旧又は取得に必要な資金	年八分	年十五年
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧	年八分	年十五年
八 施設に必要な資金	年八分	年十五年
九 各号に掲げるもののほか、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年八分	年十五年

○協同組合による金融事業に関する法律（抄）

（昭和二十四年六月一日  
法律第二百八十三号）

（認可）

- 第一條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）に規定する信用協同組合（同法第七十一条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」という。）は、行政庁の認可を受けなければ、事業を行うことができない。
2. 前項の認可を受けようとする信用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び平賃計画書を添付し、行政庁に提出しなければならない。
3. 行政庁は第一項の規定により認可の申請があつた場合には、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、認可しなければならない。
- （銀行及び貯蓄銀行法の適用）
- 第六條 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第八條（法定準備金）、第十條（業務報告書）、第十二條（監査書）、第十四条（合併の認可）及び第十九條から第二十九條まで（預金の払戻の停止並びに主務大臣及び裁判所の監督権限並びに貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第十條（定款又は業務の変更）の規定は、信用協同組合について準用する。）
- 二、前項の場合について、銀行法第十條、第十四條及び第二十九條から第二十六條まで、並びに貯蓄銀行法第六條の規定が「主務大臣」とあるのは、「行政庁」として銀行法第二十三條、第二十四條及び第二十

七條中「營業の免許」とあるのは「事業の認可」と読み替えるものとする。

貯蓄銀行法第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣、認可ヲダクヘシ

- 一 定款ヲ收受セムトスルトキ
- 二 營業ノ種類又ハ方法ヲ変更セムトスルトキ

(二項略)

○ 公 益 賃 庫 法 (抄)

(昭和二年三月三十一日)  
(法律第三十五号)

第四條 借付金ハ一口ニ付十月、一世帯ニ付五十月ア超ユルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ安タル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。

第五條 借付利率ハ一月ニ付百分の一、ニ五ヲ超ニルコトヲ得ズ但シ特別、事情アル地方ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。

利息ノ計算ニ因スル期日ニ付テハ月ヲ以テ計算シ民法第百四十條乃至第百四十三條ノ規定ヲ適用ス但シ一月ニ満ナザル日数が十六日以上ナルトキハ之ヲ一月トシ算、十六日本滿ナルトキハ之ヲ半月トシテ

計算ス

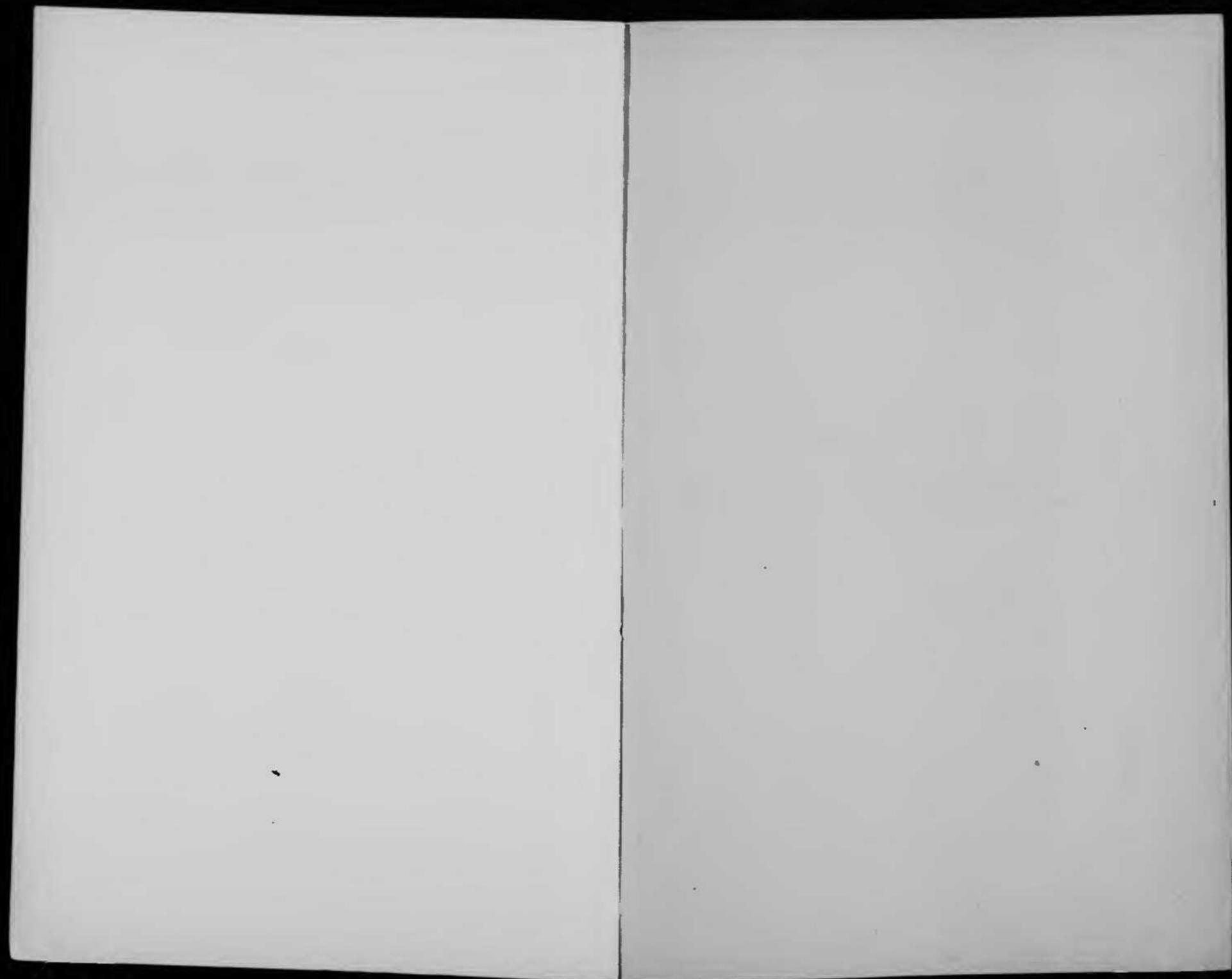
第六條 借付金ニ付スル利息ニシテ一ヶ月満ノ端数ヲ生ジタルトキハ其ノ端数ハ之ヲ功倍ツ其ノ金額一

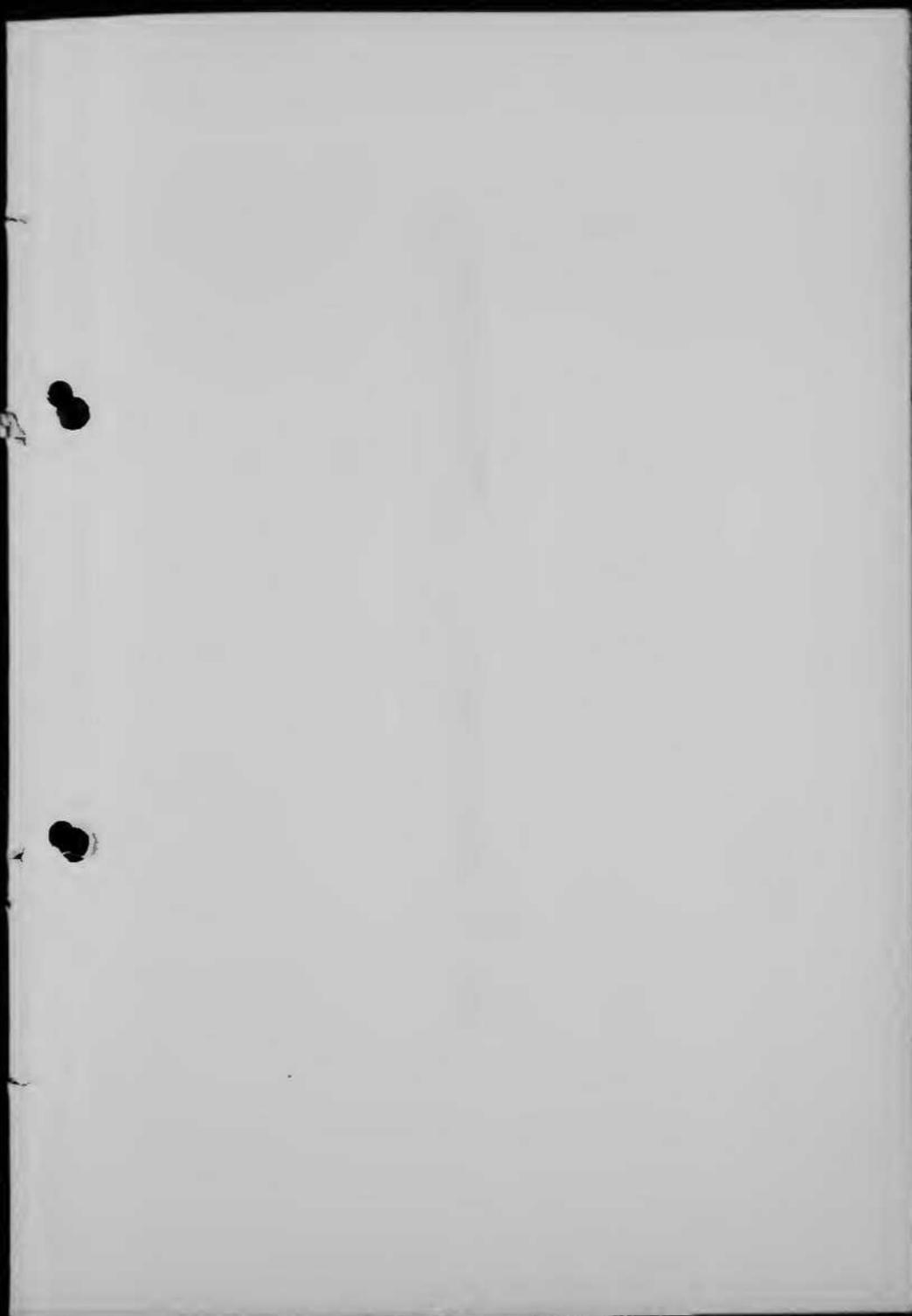
支拂済ナルトキハ之ヲ一ヶ月トス

質屋営業者数調

計	年度
18,826	大正13年
18,085	" 14 年
17,395	昭和元年
16,750	" 2 年
15,404	" 3 年
15,796	" 4 年
15,105	" 5 年
14,480	" 6 年
13,623	" 7 年
13,300	" 8 年
12,738	" 9 年
12,568	" 23 年
16,307	" 24.10.1
17,624	" 25. 末
17,697	" 26.6.30
17,495	" 27.6.30
18,210	" 28.6.30

(注) 質屋営業法の施行になつたのは昭二五・七・一である。





第十九回国会提出

利息制限法(案)参考資料(3)

法務省民事局

目 次

- (英法) 一九〇〇年賃金業者法(抄) 一
- (英法) 一九二七年賃金業者法(抄) 二
- (独法) 独乙民法(抄) 二
- (独法) 独乙刑法(抄) 三
- (佛法) 利率に関する一八〇七年九月三日の法律 四
- (佛法) 暴利罪に関する一八五〇年一二月一九日の法律 五
- (佛法) アルゼリヤにおける法定利率を定める一八八一年八月二七日の法律 六

- (英 法)
- 一九〇〇年貸金業者法 (THE MONEY LENDERS ACT, 1900) (抄)  
第一条 二の法律施行後貸金業者が裁判所に対し貸金返還請求の訴を提起した場合、又は、この法律施行前に貸し付けた資金に関するこの法律施行後契約もしくは担保の実行がなされた場合において、現実の貸付金額につき微する利息が過重であること、又は、費用、調査料、違約罰、特別料金、割増金、書換料そり他の費用が、過重であること、父びいづれの場合においても、契約が苛酷であり、且つ不當であるか、もしくは、衡平裁判所の裁決が与えられるであろうような契約であることを証するに足る證拠が存在するとときは、裁判所は契約をやり直し貸金業者と相手方との間の勘定を押えることができ、且つ、すでに直行しもしくは終結した計算又は取引を開鑑し旧債務を消せしめることを目的とする合意がある場合においても、当事者間にいてなされた計算をやり直し、裁判所が当事者の負担とすべての事情とを考慮して相当と認められる元本、利息及び費用につき正当に支払義務があると認めた額をこえる金額の支払を免れしめることができる。若し、その超過額がすでに支払われ又は債務者の計算に計上されていようとされ、債務者にその返還を命ずることができ。且つ、貸借に關し貸主によつて提供された担保又は締結された契約の全部又は一部を破棄し、修正し又は変更することができる。もし貸金業者が担保物を處分していとされ、貸主に対し借主
  - 利率に関する一八八六年一月一二日の法律  
(佛 法)  
一八九八年度の歳入歳出一般予算を定める一事に関する一八九八年四月一三日の法律
  - 利率に関する一九〇〇年四月七日の法律  
(佛 法)  
法定利率を変更し約定利息の制限を一時停止することに関する一九一八年四月一八日の法律
  - 法定利率を定める一九三五年八月三日の大統領令  
(佛 法)  
暴利に関する一九三五年八月八日の大統領令
  - 合衆国各州及び諸属領における利率の摘要  
(米 法)

一  
第一條 二の法律施行後貸金業者が裁判所に対し貸金返還請求の訴を提起した場合、又は、この法律施行前に貸し付けた資金に関するこの法律施行後契約もしくは担保の実行がなされた場合において、現実の貸付金額につき微する利息が過重であること、又は、費用、調査料、違約罰、特別料金、割増金、書換料そり他の費用が、過重であること、父びいづれの場合においても、契約が苛酷であり、且つ不當であるか、もしくは、衡平裁判所の裁決が与えられるであろうような契約であることを証するに足る證拠が存在するとときは、裁判所は契約をやり直し貸金業者と相手方との間の勘定を押えることができ、且つ、すでに直行しもしくは終結した計算又は取引を開鑑し旧債務を消せしめることを目的とする合意がある場合においても、当事者間にいてなされた計算をやり直し、裁判所が当事者の負担とすべての事情とを考慮して相当と認められる元本、利息及び費用につき正当に支払義務があると認めた額をこえる金額の支払を免れしめることができる。若し、その超過額がすでに支払われ又は債務者の計算に計上されていようとされ、債務者にその返還を命ずることができ。且つ、貸借に關し貸主によつて提供された担保又は締結された契約の全部又は一部を破棄し、修正し又は変更することができる。もし貸金業者が担保物を處分していとされ、貸主に対し借主

その他の債務者の損害を賠償すべきことを命ずることができる。

○ 一九二七年貸金業者法(THE MONEY LENDERS ACT, 1927) (抄)

第十条 この法律施行後貸金業者が裁判所に対し貸金返済請求の訴を提起した場合、又は、この法律施行前に貸し付けた資金に関するこの法律施行後契約もしくは担保の実行がなされた場合において利息が三回割八分をこえることが発見されたときは、裁判所は、反証なし限り、一九二〇年貸金業者法第一条の適用について、利息が過重であり及び契約が苛酷であり、且つ、不当であると推定しなければならない。但し、この規定は、裁判所が年四割八分をこえない利息を過重であると認定する裁判前の権限につき予断となるものであつてはならない。

(独法)

○ 独乙風法(抄)

第一百三十八条 善良ノ風俗ニ反スル法律行為ハ無効トスルニ相手方ノ窮迫、輕率又ハ無經驗ニ乘シ自己又ハ他人ノ為シタル給付ニ対シテ財産的利益カ其當時ノ事情ニ従ヒ者シク權衡ヲ失スル程度ニ其給付ノ価格ヲ超過スルトキハ之ヲ無効トス。

第一百四十七条规定 审六分以上、利率ヲ約シタル債務者ハ六ヶ月ヲ超過シタル後六ヶ月ノ告知期間ヲ定メテ元本ノ弁済ヲ告知スルコトヲ得。此告知權ハ契約ヲ以テ除斥又ハ制限スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ無記名債権證書ニハ之ヲ適用セス

○ 独乙刑法(抄)

第三〇二条(信用暴利)

相手方の窮迫、輕率又ハ未経験に乘じ消費貸借、金銭債務の猶予又は同様の經濟的目的に役立つべき双務契約に関して、自己又は第三者に、通常の利率を越え當時の常情に照し相手方の給付に比し著しく權衡を失する財産的利益を供与することを約束させ又は供与させた者は、暴利行為として六ヶ月以下の懲役及び罰金刑に処する。

又 前項の場合には、市民的名譽權の剝奪をも宣告することができる。

第三〇二条(加重信用暴利)

自己又は第二項の暴利(三〇二条)を隨意し、又は手形を利用し、若しくは名譽を担保とし、名譽に関する文言、宣言その他類似の確言を用いて暴利を約束させた者は一年以下の懲役及び罰金刑に処する。

又 前項の場合には市民的名譽權の剝奪をも宣告することができる。

第三〇二条(事後暴利)

情を知つて前二条の行為による請求権を取得し、且つこれを譲渡し又は暴利を実現さ

せた者もまた前二条と同様とする。

第三〇二条（営業暴利）

暴利行為（三〇二条又は三〇二条まで）を営業として又は常習として行う者は三ヶ月以上の懲役及び罰金刑に処する。

又 前項の場合には市民的名譽権の剥奪をも宣告することができる。

第三〇二条（営業暴利）

第三〇二条又は三ヶ月以上の懲役及び罰金刑に処する。暴利行為（三〇二条又は三〇二条まで）を営業として又は常習として相手方の営利、軽率又は未経験に乘じて自己又は第三者のため給付の価値を二えて当時の事情に照らし相手方の給付に比し著しく齎衡を失する財産的利益の供与を約束させ又は供与させた者もまた前条と同様とする。

（佛法）

○ 刑率に関する一八〇七年九月三日の法律

第一条 すべて約定利息は、民事については五分、商事については六分をこえではならない。

第二条 すべて法定利率は、民事については五分、商事については六分とする。

第三条 金銭消費貸借が第一条规定の利率をこえる利率でなされたことが立証されたときは、受訴裁判所は、貸主に対して、その受領した超過部分を借主に返還し又は元本の減額を承認すべきことを命じ、更に必要に応じて貸主を次条の規定に従い裁判をうけしめるため輕罪裁判所に送致することができる。

第四条 暴利を常習とすると認められる者は、すべて輕罪裁判所に召喚して審理し、その事実が立証されたときは、暴利によつて貸し付けた元本の半額以内の罰金に処する。

○ 暴利罪に関する一八五〇年一二月一九日の法律

第一条 民事または商事の訴訟手続において金銭消費貸借が法律で定められた利率を超える利率によつて行われたことが立証されたときは、支払を受けた金額のうち超過部分に相当する額は、第一に、支払の当事弁済期にあつた法定利息の弁済に充当し、次いで元本の弁済に充当するものとする。

元利共に債務の弁済がなされた後においては、貸主は法律に違反して支払を受けた金額を支払を受けた日以後の利息を付して返還しなければならない。

裁判所書記はこの種の事実のあつたことを証する一切の民事または商事の判決を、一月以内に検察官に送付しなければならない、これをしないときは一六フラン以上一〇〇フランまでの罰金に処する。

第二条 暴利常習罪を犯した者は、暴利によつて貸し付けた元本の半額に達するまでの罰金及び六日以上六月までの禁錮に処する。

第三条 暴利罪を初めて犯した者は、前条に規定した刑の最高限の处罚を受ける。累犯の場合には、前条に規定する刑の二倍に達するまでの刑に処する。但し刑法第五八条及第五九条に規定する累犯の一様例に抵触してはならない。

はじめて暴利常習罪に問われたものが、有罪の裁判のときから五年以内に再び暴利行為を一回でも行えば、更に暴利常習罪が成立するものとする。

第四条 借主に詐欺行為があつたときは、刑法第四〇五条に規定する刑罰に処する。但し罰金はこの法律第二条の規定に従つて科するものとする。

第五条 すべての場合において、裁判所は、必要に応じて違反者の負担により、一紙又は数紙の地方新聞紙上に判決全文またはその抜粋を掲載せしめることができる。

第六条 裁判所は、すべての場合において刑法第四六三条を適用することができます。

第七条 第一条末項に規定する罰金は、検察官の請求に基いて、民事裁判所が言渡す。

○ アルゼリヤにおける法定利率を定める一八八一年八月二七日の法律

第一条 特約のないときは、アルゼリヤにおいては、法定利率は今後民事商事共に六分とする。

第二条 翁期限に毎年年貢を支払う方法によつて不動産を取得した者、蘋ノ受けた者、不動産に関する権利を譲り受けた者は、この法律の公布の日より五年以内において、年一割の利率を基礎として債務を免れることができ、右の期間を経過した場合これらの者は一八四四年六月一日の勅令第十二条の適用をうけらるものとする。

○ 利率に関する一八八六年一月一二日の法律

一八四七年九月三日及び一八五〇年一二月一九日の各法律中の約定利息に関する規定は、商事については、廢止する。但し、民事については、なお従前の例による。

○ 一八九八年度の歳入歳出一般予算を定めることに関する一八九八年四月一三日の法律

第六条 アルゼリヤにおいては利息づき貸借に関する契約が当事者間において法律と同様の効力を有する旨を規定した一八三五年一二月七日の勅令第一条规定して、これにかえろに左の各規定を以てする。

第六一条 アルゼリヤにおける約定利率は民事、商事共に八分をこえてはならない。

一八八一年八月二七日の法律によつて六分と定められた民事及び商事の法定利率は五分に引き下げる。

第六二条 二の法律の公布の日までにした契約又は法律行為によって定められた利率は、この法律によつて変更されることがない。

第六三条 暴利に関する一八五〇年一二月一九日の法律は、アルゼリヤにおいて、その適用をみるものとする。八

○ 利率に関する一九〇〇年四月七日の法律

第一条 法定利率は民事については四分、商業については五分とする。

○ 法定利率を変更し約定利息の割限を一時停止することに関する一九一八年四月一八日の法律

第一条 民事に関する約定利率の制限に関する一ハロ七年九月三日の法律の規定及び不動産銀行の行う貸付の利息に関する一ハ五ニ年二月二八日の命令第一一条の規定は、戦争終結中及び終戦後少くとも五年を経過するまでは、その適用を停止する。停止期間の終期は、別に命令によつて定める。

第二条 法定利率は、民事に関しては五分、商業に関しては六分とする。

第三条 一八九八年四月一三日の財政に関する法律第六一条の規定は、アルゼリヤにおける民事及び商業の約定利率を八分に制限する前項に限り、その適用を第一条

に定めた期間中停止する。

民事及び商業の法定利率は、アルゼリヤにおいては、六分とする。

第四条 一八〇七年九月三日の法律及び一八九八年四月一三日の財政に関する法律施行の際、存在した債務については、その弁済期のいかんを問わず、かつ反対の特約がある場合でも、当事者双方はいずれも六ヶ月の宣告期間をもつてその支払を請求し、又は履行することができる。

第一項の規定は、不動産銀行、大蔵省預金部及びその支配に属する金庫のした貸付には、適用しない。

○ 法定利率を定める一九三五年八月三日の大統領令

第一条 法定利率は、民事については四分、商業については五分とする。

第二条 アルゼリヤにおいて、民事、商業の法定利率は、いずれも五分とする。

○ 最利に関する一九三五年八月八日の大統領令

第一条 金銭消費貸借がこれと同一の危険を負担する信用取引につき誠実な貸主が同一の事情の下に行う平均の利率の二分の一をこえた利率を定めて行われたときは、支払金額中の超過部分は、第一に弁済期にあら正規の利息の弁済に充當し、ついで元本の

貸すに充當するものとする。債務が元利共に支払済のときは、貸主は法律に違反して支払を受けた金額をその支払の日以後の利息を付して返還しなければならない。

第二条 前条に規定する場合においては、貸主は更に一万二千フラン乃至六十万フランの罰金に処する。

累犯の場合は、六日乃至六ヶ月の禁錮及び六万乃至百二十万フランの罰金に処する。

(米法)

○ 合衆国各州及び諸属領における利率の摘要 (BAILLIENTINE'S PRONOUNCING LAW DICTIONARY &c.)

アラバマ州

アラスカ州

法定利率は八%であり、これを超える利率は許されない。

アリゾナ州

法定利率は八%である。契約により許される最高利率は一二%である。

アーカンソー州

法定利率は六%である。書面による合意において許される最高利率は一〇%である。

アラバマ州

法定利率は七%である。最高利率は一二%である。

コロラド州

法定利率は八%である。一般的最高利率は存しない。但し、賃金又は給与によつて

担保された場合には、利率は月一%を超えてはならない。質屋営業者は貸付金が不動産によつて担保されない限り、三〇〇ドル以下の金額については一二%に制限される。

コネティカット州

法定利率は六%である。最高利率は一二%である。但し銀行、質屋営業者及び少額、資金法に基き、許可された者はこの利率を超える利息を請求することができる。

テラウエヤ州

法定利率は六%である。登記された商業組合及び会社は、貸付金一一〇ドルまたはそれを超えるものにつき一一%を請求することができる。銀行は補充担保へ(consolidation)によつて担保された五〇〇〇ドルを超えるコールローンについては、いかなる利率をも請求することができる。

コロンビア地区

法定利率は六%である。書面による契約によつて許された最高利率は八%である。但し、ある認可が与えられた場合には、それに基いて月一%の請求とすることができる。若し契約がコロンビア地区外において締結された場合には、利息は契約締結地における法律によつて許される法定利率まで引直すことができる。

フロリダ州

法定利率は八%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

ジョージア州

法定利率は七%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。月賦により返済されるべき貸付金については利息は全期間を通じて元利合計し、貸付け全期間を通じて年八%を請求することができる。

ハワイ準州

法定利率は八%である。書面による契約によつて許される最高利率は一二%である。

アイオラ州

法定利率は七%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

イリノイ州

法定利率は五%である。書面による契約によつて許される最高利率は七%である。但し、質屋営業者は月三%と請求することができます。また商務省の特許により三〇〇ドルを超えない貸付金については三、二分の一%までの利息を請求することができる。

インテナ州

法定利率は六%である。書面による合意によつて許される最高利率は八%である。

アイオア州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

カンサス州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許された最高利率は一〇%である。

ケンタッキー州

法定利率は五%である。書面による契約によつて許された最高利率は八%である。

メイン州

法定利率は六%である。当事者は書面による合意により法定利率を超える利率を定めることができる。但し三〇〇ドルまたはそれを超える貸付金につけての最高利率は一二%とする。適法に認可された少額貸付機関は月三%の利率まで請求をすることができる。

メリーランド州

法定利率は六%である。最高利率も同じく六%である。但し適法に認可された者は月三・二分の一%を超えない限り三〇〇ドルまたはそれを超える貸付金につけて法定利率を超える利率で預り利息を請求することができる。

マサチューセッツ州

法定利率は六%である。書面による特約によつて一〇〇〇ドルを超えない貸付金は一八%を超えない利率を付することができる。三〇〇ドルまたはそれを超えない貸付金についての最高利率は州の長官が定めることができる。

ミシガン州

法定利率は五%である。書面による合意によつて許される最高利率は七%である。証券、社債等については、海事委員会又は証券委員会が一々高い利息を許すことをができる。

ミネソタ州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

オハイオ州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

モンゴメリー州

法定利率は八%である。書面による合意によつて許される最高利率は八%である。但し適法に認可された貸付業者はこれを超える利率を請求することができる。

ネブラスカ州

法定利率は七%である。特約により許される最高利率は一〇%である。

アラバマ州

法定利率は七%である。書面による特約によつて許される最高利率は一%である。

ニューハンブeshire州

法定利率は六%である。最高利率は存しない。

ニュージャージー州

法定利率は六%である。一般的最高利率も同様六%である。但し違法に認可された者は一〇〇ドルまたはそれを超える額の補充担保付のコールローンは書面による合意によつていかなる利率をも定めることができる。信用組合は組合員に対し一二%を請求することができる。

ニューエンシシコ州

法定利率は六%である。合意により許されると最高利率は一二%である。

ニューヨーク州

法定利率は六%である。一般的最高利率も同じく六%である。但し、五〇〇ドルまたはそれより超える額の補充担保付のコールローンは書面による合意によつていかなる利率をも定めることができる。信用組合は組合員に対し一二%を請求することができる。利息が予め控除される場合には年三・九%を請求することができる。

ノースカロライナ州

法定利率は六%である。最高利率も亦同じ。

ノースカロライナ州

法定利率は六%である。特約により許される最高利率は九%である。

オハイオ州

法定利率は六%である。書面による合意によつて許される最高利率は八%である。

オクラホマ州

法定利率は六%である。契約により許される最高利率は一〇%。

オレゴン州

法定利率は六%である。明示の合意により許される最高利率は一〇%である。

パンシルベニア州

法定利率は六%である。一般的最高利率も同じく六%。但し三〇〇ドルまたはそれより超える額の貸付金については違法に認可された者は三・二分一一%を請求することができる。

五百〇〇ドルまたはそれを超える補充担保付コールローンについては書面に基づいて合意されたいかなる利率をも請求することができます。

フエルトルコ州

法定利率は六%である。契約によつて許される最高利率は一二%である。貸屋営業者は月四%を請求することができる。

ロードアイランド州

法定利率は大約である。一般的最高利率も同じく大約であるが、質屋営業者に関しては特別な規定がある。

オクスカロライナ州

法定利率は7%である。書面による契約に明示された合意によつて許される最高利率は八%である。

サウスカロライナ州

法定利率は七%である。契約により許される最高利率は一〇%である。

テネシー州

法定利率は大約である。最高利率も同じく大約である。但しテネシーストートン州において行われば、且つ、州外に存する財産について設定された譲渡担保によつて担保された貸付については利率は当該財産のある州にちりて許された利率とする。また、会社、商業組合及び個人は、年清期二年以上、元利合計五〇〇〇ドル以上の捺印金銭債務証書又は公正証書で先取権又は信託証書をもつて担保され、利息七・二分ノ一%を二えないものを実行することができる。

テキサス州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

ユタ州

法定利率は八%である。一般的最高利率は一二%である。但し一〇〇ドルを超えてる貸付金については書面による合意によつて第一の月に一ドルを余分に請求することができる。

ヴェーモント州

法定利率は六%である。最高利率も同じ。

ケアンジニヤ州

法定利率は大約である。一般的最高利率も同じく大約である。但し商法に認められた銀行、仲介人または会社は三〇日間一%の二分の一の利率を以つて貸付を行ふことができる。

ワシントン州

法定利率は大約である。書面による契約によつて許される最高利率は一二%である。ウエストヴァージニヤ州

法定利率は大約である。一般的最高利率もまた大約である。但し銀行委員会(�)Banking Commission)は三〇〇ドルを超えない額につき月二%で貸付をなすことを許可することができます。

ワイオコンシン州

法定利率は六%。書面による契約によつて定められる一般的最高利率は一〇%である。但し、銀行委員会（Commissioner of Banking）は動産譲渡担当（chatterer）へ（一）売賣、経営、動産質（pledge）または資金の譲渡によつて担保された貸付金について法定利率を超える利息を請求する許可をすることができる。小額貸付金法（五百、三、二）によると、利息が許されない場合は月三・二今ノ一%の利息が許されない。それまではこれを超えざる貸付金については月三・ニ今ノ一%の利息が許されない。また、一つの利息の外一つのドル以下の貸付金については七%、一つのドル以上の貸付金については四%の手数料が許されてゐる。信用組合はこの借主に月一%を超えたり率で利息を請求することができない。また建築貸付協会によつて請求されるいかなる利率も高利ではない。

フィオミニフ州

法定利率は七%。特約により許され最高利率は一〇%である。

